
平成27年 第3回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成27年9月4日 (金曜日)

議事日程(2)

平成27年9月4日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 松上 宏幸 | 2番 松岡 泉 | 3番 今田 勝正 | 4番 内海 猛年 |
| 5番 刀根 正幸 | 6番 妹川 征男 | 7番 貝掛 俊之 | 8番 田島 憲道 |
| 9番 辻本 一夫 | 10番 川上 誠一 | 11番 横尾 武志 | 12番 小田 武人 |

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

| | | |
|----------|----------|----------|
| 局長 江嶋 勝美 | 書記 中野 功明 | 書記 志村 裕子 |
|----------|----------|----------|

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|----------|-------|---------|------|
| 町長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 鶴原洋一 | 教育長 | 中島幸男 |
| モーターボート競走事業管理者 | 大長光信行 | 会計管理者 | 村尾正一 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 柴田敬三 | 財政課長 | 藤崎隆好 | 都市整備課長 | 松浦敏幸 |
| 税務課長 | 縄田孝志 | 環境住宅課長 | 入江真二 | 住民課長 | 池上亮吉 |
| 福祉課長 | 吉永博幸 | 健康・こども課長 | 武谷久美子 | 地域づくり課長 | 井上康治 |
| 学校教育課長 | 岡本正美 | 生涯学習課長 | 本石美香 | 競艇事業局次長 | 中西新吾 |
| 企画課長 | 濱村昭敏 | 事業課長 | 木本拓也 | | |

【傍聴者数】 18名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

皆さん、おはようございます。昨日はですね、説明する席を間違えましてですね、自分の席から説明をさせていただきましたけれども、本日はですね、やっと質問席にたどり着くことができましたので、しっかりと質問をさせていただきたいと思います。

早速ですが、一般質問ですけれども、いじめ問題については、近年、大きな社会問題として取り上げられ、平成 23 年に滋賀県大津市の中学 2 年生のいじめにかかわる事案をきっかけとして、国は平成 25 年に、いじめ防止対策推進法を制定し、再発防止のための取り組みを行っておられるところであります。しかしながら、ことし 7 月 3 日に岩手県矢巾町の中学校 2 年の男子生徒が自殺し、その原因としていじめがあった旨の報道がなされております。いまだに痛ましい事故が続いておる状況で、誠に残念な状況にあります。この矢巾町においてもですね、他の町と同様に、このいじめに関する取り組みが行われていたにもかかわらず、なぜ事故が発生したのか。取り組みに問題はなかったのでしょうか。今回のこの事案から得られた教訓を生かして、二度と同じような事故が起きないようにしていきたいものであります。

そこで、きょうは町として、いじめ防止対策の状況についてお伺いいたします。国や県は、いじめ防止対策推進について指針を示しておりますけれども、町でのいじめ防止対策はどうなっているか。また、中学校や各小学校ではどうかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

いじめ防止基本方針につきましては、町、小・中学校 4 校とも策定しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、芦屋町のいじめ防止基本方針が示されているというふうに聞いておりますけれども、これの骨子、内容とはどういったものかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

四つの柱で構成しており、いじめ防止基本方針策定の意義、いじめの定義及び防止等に関する考え方、いじめ防止等の対策、重大事態への対処となっております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

簡単な説明でありましたけれども、いじめを防止するための施策としてはですね、いじめを生まない環境づくり、それから、いじめの早期発見への取り組み。また、いじめが存在する場合、早期対応と継続的な指導の充実、地域、家庭との積極的な連携。また、関係機関との密接な連携のもとにいじめを防止する必要があるかと思えます。そういうことで、この基本方針に基づいてそれぞれ、町、それから学校で具体的な施策、取り組みが行われていると思えますけど、この件をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

これが次の分と一緒にということよろしいでしょうか。(発言するものあり)

学校と連携して、次のような施策を打っています。①いじめを生まない教育活動の推進、②いじめの早期発見の取り組みの充実、③地域・家庭との積極的連携、④関係機関との密接な連携です。

学校では具体的にどのような取り組みを行っているかということで、いじめを生まない取り組みとして、①道徳教育・心の教育の推進、②児童生徒の人間関係づくりの促進、③家庭と連携した児童生徒の規範意識育成の促進、④集団活動や体験活動を活性化して、児童生徒相互の人間関係づくりを高める教育活動の取り組みを行っています。

また、いじめの早期発見の取り組みとして、①家庭との連絡帳による早期発見、②定期的な生活アンケート、月1回の実施、③教職員の生徒指導研修会での力量の向上を行っています。

さらに、地域・家庭との積極的連携として、①家庭用チェックリストの配布と活用の徹底、②

学校、地域の生徒指導連絡協議会の設置と活動を行っているところでございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、施策が述べられましたけれども、県からですね、いじめ早期発見、それから早期対応の手引きというものが通達されているように聞いておりますけれども、これはどういった内容かお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

県から出したものにつきましてはですね、今、学校が取り組んでおります具体的な施策、具体的な取り組み、そういうことを網羅的に書いてあるやつがございまして、それをもとにして学校がそれぞれの取り組みをしていると。そういう内容でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それではですね、続きまして、先ほどの説明の中で、アンケートを実施して、このいじめについての存在があるかないかということを確認められておられるかと思うんですけども、このアンケートの月1回実施している状況はいかかでしょうか。

それと現在ですね、芦屋町の各学校でこういったいじめの状況はどうかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

アンケートはですね、大体月1回やっているんですけども、中身は月1回県に報告する義務があるんです。月例報告というのがありましてですね、それにこれはいじめだけではございません。いじめ、それから暴力行為、暴力では、対教師だとか対物、生徒間暴力だとか、それから不登校、それからその他の非行という、大きくそのくらいのことで、毎月1回報告義務がありますので、その中にいじめが上がりましたら、それを書いて、そういうことです。それは報告ですから、その裏側の資料としてですね、子供たちのアンケートをとっている。

特に、中学校では過去のこともありますので、きちんととっておきまして、大体、無記名でとっておきまして、それに上がってきたものを先生方がすぐに対応していくということで、アンケ

一トの扱いをしております。

それともう一つ、芦屋町のいじめの件数というお話でございますけれど、これはどうしましょ、7月とかそういう言い方をしましょ、それとも26年度というどちらのほうよろしいですか。(発言する者あり)26年度はですね、7件あっております。中学が1件、小学校が6件、そういう形でありまして、7月は、今月はゼロ、今年度はゼロということになっています。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

いじめの存在があるということでございますけども、その際ですね、校内いじめ問題対策委員会が月1回開かれるようになっているかと思うんですけど、これは実際に行われておりますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

定期的に行われております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

この問題対策委員会で話し合われた対策といったものは、いかがですか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

月1回、小・中学校の生徒指導担当、それから教頭も入ってですね、いじめのみならず、各学校の状況の報告をしております。その中でいじめがあったとか、現在も不登校の状況ですとかこういうこと、非行問題がありましたという話の情報交換。その中のメンバーがですね、今、申しましたように、生徒指導担当、教頭、臨床心理士、専門家も入っていますので、私も入っていますが。その中でそれぞれの行動に対して、こういう方法で解決しましょ。これはお互いに情報交換する中で、小学校と中学校は、やはり生徒指導の感覚が若干違うのでございますから、中学校からの生徒指導のいい方法を小学校が習ったり、また小学校のとり方のいいところは中学校が学んだり、そういう形でやっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

校内いじめ問題対策委員会ということで機能しているというふうに関今、お伺いいたしました。

それではですね、いじめ問題という複雑でありますけれども、インターネットを通じてですね、行われるいじめ問題がかなり取り沙汰されておりますけれども、これについての取り組みはいかがですか。お願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

最近ですね、こういったインターネット、LINEとかですね、親が全く気がつかないというんですかね、子供のほうが詳しいということで、ついうっかり情報を流してしまって、数多くの方に漏れるといった形で、出てきている事案がふえているという報告があります。このあたりにつきましては、学校のほうでですね、生徒指導ということで、警察のほうから流れてきた情報の関係をですね、流したりして、児童・生徒に注意喚起を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

補足させていただきます。このネットの関係についてはですね、大変、我々、憂慮しております。各学校では専門家を入れた中で、ネット、その他の通信機器についての研修会、子供たちや保護者を交えた研修会をやっております。専門家を入れて。そういう形がまず1点。

それから中学生では、今度は中学校の玄関前に看板を掲げていますけど、生徒会が自分たちで、スマホについてはこういう決まりでしましようということをやっています。もともと芦屋町は平成20年に脱携帯をやりましたので、その中で使う場合は家庭でしっかり約束を守りましよう、という形でやっております。今、課長答弁いたしましたけど、確かにLINEなどのことが若干ありますけれども、まだそれで大きな問題になっている実態はございません。けんかを仕掛けたとかいう話はあるんですよ。それは事前にさっき申しましたアンケートの中で出てきているものですから、教員が早めに対応してしまよう。そういう形で行っております。まず今のところありません。

それから、もう一つはですね、教育井戸端会議というのをやっております。ことしも6月でしたっけ、7月か。教育井戸端会議で、要するにスマホ等の取り扱いについて、地域の方々いろ

いろな方に入っていて、どうやったらいいのかというような話をさせていただいたところ
です。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

このインターネットにかかわるいじめは、非常に発見するのが難しいし、指導のほうもですね、
難しいかと思われます。そういった中で、やっぱり家庭、地域の連携、それからこういった警察
機関を含めたですね、関係機関との密接な連携のもとにですね、しっかりと指導させていただいて
見守っていかねばならないと考えます。

次ですけども、この基本方針の中にですね、町としてはですね、適切な学校評価、それから、
教員評価をやるようになっているかと思うんですけど、これは具体的にどのように行われておる
かお伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

学校評価というのは、大きく二つあるんですけど、一つは自己評価。学校の先生方、それから
子供たち、保護者のアンケートと、それからもう一つは学校関係者評価というのがございます。

関係者評価というのは、学校評議員がおります。評議員が評価する。こういう二つがありまし
て、項目を細かくちょっと今は覚えていませんけども、その調査の項目を覚えていませんが、趣
旨としては、子供たちの実態がどうだとか、先生方がどういうふうに研修をやったとか、道徳の
中でどういう形でそういう情報教育に関してやったとか、そういうアンケートの内容というふう
に承知しております。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

各評価、それから教員評価が行われるようになっておりますので、これはですね、しっかりと
評価していかないと問題点を抽出できないところがあるかなと思われまますので。多分ですね、中
学校、それから小学校4校の状況を見てですね、どこがどうだという話は、多分、掌握されてい
るかと思うんですけど、やはり、それぞれ地域で違う、また学校の実情、特性もあるかなと思わ
れますので、そこに通う子供たちの生活環境等もかかわってくる問題でありますので、しっかりと
モニターしていただければ、ありがたいなと思います。

それから6項めに上げております、今回の事案ですけど、この矢巾町なんですが、これについては事案ですので、私たち町とすれば教訓としてですね、自分たちの施策にどのように反映していくかということが重要じゃないかなと思われまます。それで、これについては、やっぱりですね、分析をしっかりやってですね、自分たちに反映するところをしっかりと定めていく必要があるかなと思います。今回ですね、この事案は先生と生徒の交換日誌が行われていて、そういったことで、子供たちの学校での生活環境等、状況を踏まえた中でですね、その状況を察知する一つのいい手段ではあるかと思うんですけども、最終的にはですね、最悪の事態になってしまったわけですけども、これについてはですね、町としては、この事故に至った要因はどこにあるというように推測されているかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

第一に、情報の共有化ができなかったことであり、第二に、学校の生徒指導体制を含め、チーム、学校が機能していなかったことに尽きると思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

いじめというのはですね、気づき、判断しづらいという特質があつてですね、非常に疑いを持って、やっぱり関知していかなければ、この発見は難しいかなと思うんですけども。

それでですね、文科省につきましても、やっとなですね、この事件が起こった後、ちょっと対応が遅いかなと思われまますけど、今回の事案を踏まえて8月17日にですね、先ほど教育長が言われました行動問題調査ですかね。あれが、アンケートがその一部だと思うんですけど、そういうことで、本来であれば6月の状況のアンケートをとつてですね、その結果報告がなされる場所ですけども、今回、文科省はそのいじめに対する調査のあり方、それから認識の違いですね。どちらかという、またあるんじゃないかということで、新たにですね、再調査を依頼、通知文書を流しております。そういうことで、やはりですね、そういった施策が十分に、まだ行き届いていないところもあるんじゃないかという懸念があるんじゃないかと思われまます。

そういう中で、町としてはですね、今回こういう事案が発生して、その後ですね、学校に対して指導、そういったものが新たにですね、行われたかどうかをお伺いしたいと思われまます。よろしくお祈りいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

新たな指導として、1点目、学校での情報の共有化を図る。2点目、報告・連絡・相談、ホウ・レン・ソウの徹底。3点目、専門家の活用を図るなどを行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことで、学校全体、組織として対応するわけですが、やはり情報の共有化というのは一つの重要なポイントであることは間違いないかと思えます。

それではですね、今回の事案から得られた教訓を我が町の施策としてどのように反映されようとしているのか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

どういうふうに反映させるかという話でございますけど、今、既にやっていることを確実にやっっていこうということに尽きるわけでございますけども。今、議員がおっしゃいましたように、文科省が調査のやり直しを命じたのは、いじめの認知が非常に難しいわけでございます。いじめに関するですね、定義もずいぶん変わってきてましてですね、かつてはいじめというものは、強い者が弱い者を一方的に、継続的に、身体的に、精神的にというようなことは書いてありました。今はそれではないよと。いじめられた人がいじめられたと思ったのがいじめですよ。端的に言う。そういう話が変わっていますから、非常にわかりにくいわけですね。それを子供がいじめられたというふうに訴えれば非常にいいが、なかなかそれが無い。

じゃあ誰が見つけるかという、第一義的には、私は学校の教員であろうと思います。そのために交換ノートをやったり、アンケートをとったり、そのアンテナをいかに高くするかということが先生の仕事。あわせて、それではやっぱりなかなかいかないの、保護者からも声が上がった、それから担任以外の養護教諭だとか、臨床心理士といった専門家だとか、そういう方々のアンテナを高くしていく。早く発見するということは非常に大事なわけございまして、そのことが一番我々が求めているところでございます。ですから、学校の教員にもそういうことをよく言って、先ほども課長答弁いたしましたけど、いかに子供たちのアンテナを高く、早くとるかという、それは日ごろの教員の教育活動、生徒と児童と先生と信頼関係に尽きると思っています。ですから、この先生は私の、僕のために一生懸命やっている、この先生に相談したらいけるとい

う信頼関係をつくるのが、まず第一だと思っていますので、そういうことを改めて、今までやっていることですから、改めてもう一度しっかりやりましょうと。

それともう一つは、そういうことがわかれば、早く皆で共有しましょう、先生が。だから中学校と小学校は若干違うんですが、小学校の場合どうしても学級担任制ですから、自分のクラスの子供と、中学校の場合は担任もいますけど、教科担任制でやりますから。どうしても先生方は何かいじめが起こったり、不登校が起こると自分のせいではないかと思ってしまう。そうじゃないよと。その背景たくさんありますから、それを早く情報を出して、皆で共有して、学校組織として対応していきましょと。そういうことを改めて指導したところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、教育長が言われたところが、ポイントだと私も考えるわけですけども、やはり矢巾町で起こった事案は芦屋の町でも起こる可能性は高いというふうに思われますので、いじめの問題というのは、非常に難しいし、子供たちの感性にかかわる事項であります。ただし、そこにかかわる教員の皆様方ですね、取り組みや対応、それにかかってくる場所も非常に大きいので、やはりしっかりとですね、今回の教訓を、やはり我がものとしてですね、しっかり見据えて頑張っていたきたいなと思います。

最後にですね、町長の所信をいただきまして、この件については終わりたいと思いますけど、町長お願いします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

松岡議員、芦屋町の子供たちのことに関しまして、いじめの観点のほうからいろいろ御心配いただいて、質問をいただいておりますが、いつも我々は芦屋の町の子は芦屋で育てるということを、常々、発信しておるわけでございます。このいじめというのは、非常に、保護者ももちろんそうなんですが、芦屋町の住民の皆さんにとりましても、やはり、もし、今回のいろいろなことが芦屋の子であったならば、どう思うだろうか。常々、言葉でいろいろな綺麗ごとを言っておるけど、なんだというふうに思われるのではないかというふうに思うわけであります。

いじめには、やはり、いじめをする子といじめられる側というのがあるわけでございますが、いじめをする子というのを断定していいのかどうかというのがあるんですが、それをいじめるといふふうに自覚を持ってやっている子と、知らず知らずに言葉や行動でそれが相手にとっていじ

めに、そして捉えられたということがあろうかと思えます。それから、いじめを受けている子供のほうは、やはりその子のいわゆる家庭環境、友人環境、学校生活、そういうことで、そのことを一日の大半、子供たちは学校で過ごしておるわけでありますので、どのくらいそのことを教師が把握しておるのかということに尽きるわけであります。いろいろ関係機関という言葉が出てきたわけですが、やはり関係機関といっても、やはり一番は、今お話がありましたように、教師の資質にかかっておると思えます。このことがやはり、すぐピンとくる、感じるものがあれば、やはり、教育現場も計画し、早く行動するというこのことが一番大事なことではないかと思っております。

議員の冒頭の話にありました滋賀県大津市、岩手県矢巾町におけるいじめによる自殺、事件につきましては、何とも言いようのない痛ましいものであると思えます。この二つの事件の学校、そして、教育委員会の対応はそれぞれの立場における保身、ことなかれ主義とそれに伴う隠蔽体質などによるいわゆる、いじめということについて真摯に向き合えなかったのではないかと、私は思う次第であります。その結果、大切な子供の命が奪われてしまいました。

このようなことを背景に、国においては、御存知のようにいじめ防止対策推進法が制定されたわけですが、また同時に教育委員会などの法改正が行われました。首長が主催する総合教育会議で、児童・生徒の生命、または身体に現に被害が生じ、または、まさに被害が生ずる恐れがある場合、この会議で協議、調整などを行うこととなります。このようなことを踏まえまして、子供たちが健やかに学び育っていき、かつ心豊かな人格を形成するための教育について、町を預かる責任者として教育委員会などへの指示、指導並びに協議を行い、このような事案が起こらない体制づくりをつくるのが私の責務ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町長の所信のほう、誠にありがとうございました。実はですね、8月6日に教職員の研修会が行われまして、元兼九大大学院教授がですね、危機管理について講演されました。リスクの感度とクライシス・コミュニケーションと題しての講演でありました。私も参加させていただきました。この教授がおっしゃるには、良好な学校の要件として三つ掲げられました。危機に対する察知能力があることですね。これが一番大きいかと思えます。やはり危機意識がなければ何を行うにしてもですね、行動は発せられないということになります。取り組みに当たっては組織全体の情報共有が重要じゃないかと。情報を共有されて全体で対応していく。全教員が当事者意識に立って行うということで、今までトップダウン形式であったんですけども、やはりですね一人一

人が当事者意識に立って対応していくといった意識を醸成している学校が良好な学校ということで、3点を掲げられました。さらなる努力を重ねてですね、子供たちが安心して学業に専念できればと願っております。

以上を持ちまして1件目のほうはこれで終わらせていただきます。

続きまして、2件目は、今回、ごみの分別化と減量化対策についてお伺いしたいと思います。先般ですね、遠賀・中間地域行政事務組合の業務研修、まあ新人ですので、リサイクルセンターに行かせていただきました。その際ですね、資源化の処理状況を見学してきたわけですが、その中でですね、3名のパートの従業員の方が、回収された多量のプラスチックごみの袋を一つずつ開けてですね、かなりたくさん量だと思わなすけども、この一つ一つを開けて、混入物を取り出しておられました。気の遠くなるような膨大な作業で、本当に、誠にびっくりした次第であります。自分の家の家庭ごみの排出を見ますとですね、本当に分別は適切にやっていたのだろうか、今さらながら反省したところであります。私たちのちょっとした気配りのある行動で、さらなるごみの減量化が実現できると思います。そして、この処理に関する経費はですね、確実に減少できる、低減できるというふうに考えております。

そこで、現在の町のごみ処理状況についてお伺いたします。初めにですね、ここ5年間のごみの排出量と処理経費の状況についてお伺いたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの排出量と処理経費の状況について、答弁させていただきます。

芦屋町のごみの排出量につきましては、平成22年度4,366トン、23年度4,342トン、24年度4,294トン、25年度4,209トン、26年度4,142トンと年々減少傾向となっており、この5年間で約7.67%の削減となっております。また、処理経費につきましては、広域事務組合に対して支出しております負担金の額で、平成22年度が2億1,100万円、23年度2億1,900万円、24年度2億900万円、25年度2億1,600万円、26年度2億1,500万円、5年間の平均では2億1,400万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お伺いしたところ、徐々にですね、排出量が減っているようにうかがえるわけですが、

それではですね、住民、町民の皆様1人当たりの排出量はいかがになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

住民1人当たりの排出量でございますが、これは平成22年度1日771グラム、23年度780グラム、24年度782グラム、25年度782グラム、26年度が776グラムとなっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、お伺いしたのが実情ではないかと思うんですけど、私の家でも5年間何ら変わらずごみを出し続けております。そういう意味からしたら、大きな変化はないんじゃないかな。人口が減っています関係で、若干の排出量は減っているかというふうに判断されます。そういうことで、我が町の排出量はここ数年変わらない、横ばい状態にあるのではないかと思います。

それではですね、今度は経済的な問題なんですけど、遠賀・中間地域の行政組合に対する負担金の算出方法、今、負担金についてお話がありましたけども、この算定方法はどうなっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

遠賀・中間地域広域行政組合に支払う負担金でございますが、ごみ排出に係る経費、これはリレーセンター、それとリサイクルプラザ、それと岡垣にある最終処分場。それらに係る総経費からごみ処理施設使用料、これは住民の方からいただく分、それと収集運搬手数料、これは指定袋の使用料、販売代金です。それからリサイクル資源売り払い等の収入を差引いた額、これを中間市、遠賀郡1市4町で案分して負担金として支出しております。この負担金の案分方法は、負担金合計額に対して10%は1市4町で平等割をしております。それと20%はそれぞれの町の人口割、残り70%をそれぞれの市町村が投入するごみの量で案分しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

ありがとうございました。

やはり、ごみを排出するに当たってはですね、今の施設を利用する金額、使用料でですね、かなりの金額を、町の経費を使っているということになるかと思います。平成19年からはですね、この燃えるごみ等含めてですね、ごみの処理を北九州市に委託をしているそうであります。この北九州市の委託料はいくらになっていますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

北九州市に委託しておる燃えるごみの処理委託料でございますが、トン当たり2万円でございます。これは平成19年度から同額で契約をしております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、ありましたように、トン当たり2万円を拠出しているということで、かなりのですね、このお金を使わせてもらっている状況にあると思うんですが、現在そういうことで、この経費削減に努力していく必要があるかと思うんですけども、町としてはですね、これのごみに関しての分別化、減量化の取り組みは、今、どのように推進しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

町では、平成22年度に芦屋町ごみ減量化計画を策定し、ごみの減量3Rの促進に取り組んでいます。また、ごみの分別化、減量化につきましては、平成25年8月に1市4町で家庭ごみ分別ガイドブックを作成いたしまして、各御家庭に配布してごみの減量化、資源化に向けた協力をお願いしております。この中で、循環型社会の形成を推進するための3R、ごみを出さないリデュースというもの、それと繰り返し使用するリユース、それと再生利用するリサイクル。この三つの3Rや、生ごみの大体80%は水分といわれていますので、生ごみを出す際には、水切りの徹底やコンポストによる生ごみを堆肥化にして、ごみの減量化をするということも進めております。

家庭ごみの分別については、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、瓶・缶、プラスチック製容器包装の5種類について、それぞれの指定袋で収集していますが、ペットボトル、紙パック、食品トレイ、ペットボトルキャップ、乾電池、それと小型家電製品、古着等の資源物については、役場、公民館及びコンビニ等、町内15カ所に設置している拠点回収ボックスで回収し、リサイ

クルを進めております。

また、ごみの減量、資源の有効利用及び環境の美化を向上、推進するために、資源物の集団回収を実施する団体に対して奨励金を交付しております。また、庭木の剪定枝や草等についても、管内のリサイクル施設を利用していただくように周知しております。また、生ごみの減量化と資源化を推進するために、コンポスト等の購入補助及びダンボールコンポストの利用講座を開催し、利用者の拡大に取り組んでおります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。

今ですね、その中で、生ごみの処理についてはですね、水を切つてというような話もあるんですけど、町としてですね、このコンポストに対してですね、補助をされている。これについての利用状況はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

生ごみが燃えるごみに占める割合というのは大体3割といわれております。また、その80%が水分となっているため、この生ごみ対策がごみの減量化に大きく影響があると考えております。このため、ごみの減量化及び資源化の促進を図るために生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱を定め補助を行っております。

最近5年間の利用状況でございますが、生ごみ処理容器は電動式を含む容器を37個、ダンボールコンポストについては246個。このうちダンボールコンポストについては、平成23年度から補助を開始し、利用促進のためダンボールコンポスト利用講座を町内の公民館で開催し、4年間で108世帯の参加がっております。

また、小学校においても「循環生活のすすめ」と題しまして、ダンボールコンポストの実習を行うなど取り組んでおりますが、年間の平均個数は、コンポスト容器が7個、ダンボールコンポストが61個、それと発酵促進剤というものがおりますが、それが40個となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

この利用についてもですね、やはり住民の皆様にはですね、活用していただいて、さらなる減量化が図られればというふうに考えます。それで、この減量化に対する施策は講じられているわけですが、今まで行ってきて、この実績に関しての効果をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

取り組みの効果でございます。先ほど松岡議員さんもおっしゃられたように、ごみの排出量は最近年々減少傾向と説明いたしましたが、これは、先ほど人口1人当たりの排出量では、大体、今、780グラムと一定量になっているため、ごみの排出量が減少というのは、人口減によるもので、実際に出されているごみが減っている状況ではないというふうに我々も判断しております。

ただ、平成19年度に燃えるごみの処理を北九州市に委託した際には、処理費用が1トン当たり2万円という額になるということもありまして、1市4町でごみの減量化に取り組んでおります。その結果、19年度の排出量、芦屋町の排出量は4,927トン、これは前年度5,479トンに比べますと大体10.1%と大きな削減効果を生んでおります。その翌年も前年度比、19年度と比べますとマイナス5.5%の減というふうに、年々ごみ減量化の取り組みの効果というのは生まれておりますが、ここ最近の5年間では、先ほど申しましたように、大体780グラムと一定の量を推移しているというふうに考えております。

このことから、ごみ削減の取り組みの効果というは平成19年度以降の効果を維持しているというふうには考えておりますが、ごみの資源化、プラスチック包装容器であったり、小型家電製品であったり、そういったごみの資源化の観点ではごみの再生利用率というものがありますが、これも年々減少傾向となっております。これは再生利用率というのは、上がるほうがごみとして出さなくて、資源として多く利用されるということになりますので、さらなる対策が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、課長がおっしゃったようなことだと思うんですけど、最後にこの資源化のところが問題だということなんです、これについてのまだ新たな取り組みについては、検討中ですよ。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

ごみの資源化に関しては、今、松岡議員さんが視察に行かれたリサイクルプラザで、瓶・缶とか拠点資源物の回収、プラスチック製容器包装等に取り組んでおります。それと町では集団回収によって、紙類、瓶・缶それと布類、廃食品油等に取り組んでおりますが、今、役場で拠点回収ボックスを設置しておりますけれど、その中で来年度から古紙の回収に取り組む予定でございますので、また皆さんに周知をして取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

どうもありがとうございました。今、古紙の回収ということで新たな取り組みも行われるということですので、そういった資源についてはですね、しっかりと回収していただいて、ごみを減らす方向でですね、町の経費は少なくしても、少なくなっていくように頑張ってくださいと思います。

ただし、この5年間というのはほとんどですね、人口が減少して排出するごみが減った程度状況にあるということで、認識をしますので、新たにですね、やっぱり、私の家がそうでありますように、もう一度反省をしなければなりません、もう一度ですね、この分別要領等については、家庭のほうにそういった書類については、一応周知はされておるかなと思うんですが、改めてこれについては、町のほうからですね、呼びかけていただいて、その周知徹底を図っていただきたいと思います。

なおですね、これも数年前にいただいてそのままの状況にありますので、これについてはですね、やっぱり定期的なアナウンスで、ごみについてもですね、環境関係もしっかりとですね、サポートしていただくようお願いしたいと思うんです。そういうことで定期的なこのアナウンスというのは非常に重要じゃないかと思えます。それと、やっぱり町民のみなさんに、御理解と御協力をいただいて、基本的な事項であります、生ごみを出す際の水分の切り取りとかそういったところをですね、もう一度厳守していただけるような取り組みもいるかと思えます。

それと、せっかくこの生ごみの処理に関して、町が企画しておりますこの補助金制度を利用していただけるような、また問題がある場合にはそれを是正していただいて、このコンポストの利用、生ごみの減少の取り組みをですね、しっかりやらなければいけないと考えます。資源ごみの積極的な回収、これが今のところ大きな問題となっておりますけれども、この取り組みについてもですね、頑張っていかなければならないと考えます。そういうことで少なくとも町の経費、無駄遣いをしないようにですね、全員で頑張っていきたいと思えます。

以上を持ちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、川上です。

まず最初にマイナンバー制度について質問をいたします。

マイナンバー「社会保障・税番号制度」はことし10月、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全ての人々へは12桁、法人へは13桁の番号が通知され、2016年1月から運用が開始されます。政府はマイナンバーによって、国民一人一人の社会保障の利用状況と保険料、税の納付状況を国が一帯で把握する仕組みを整え、社会保障費の抑制、削減を効率的に進めることを狙っています。

当初、マイナンバーの利用は、年金、医療、介護、福祉、労働保険などの社会保障制度、国税、地方税の税制、災害対策に対する3分野に限定していました。ところが、今国会で利用範囲は金融や医療機関などの分野にも広げていく改定案が可決されました。この改定案では金融機関でプライバシー性の高い個人の預貯金の情報、また、これに対してマイナンバーの記入を求めことや、定期健診などの履歴にも付番して一元的に把握できるようになりました。今後さらに高い個人情報を利用することにより、より深刻なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪を招く恐れが増すこととなります。

6月1日に日本年金機構の年金の個人情報を管理しているシステムが、ウイルスメールによる不正アクセスを受け、加入者の氏名や年金番号など、約125万件に上る個人情報が流出しました。ある公共機関の情報管理を請け負っているIT企業幹部は「次から次へと出てくるウイルスの対策は追いつかない。」と嘆いていると報道されています。個人情報を一元管理するマイナンバーがこのような被害を受ければ、計り知れない情報量の流出となります。厚生労働行政の根幹にかかわる年金情報流出の徹底説明はまだ行われておらず、国の安全措置は不十分だと言わざるを得ません。

そこで次の点を伺います。1点目にマイナンバー制度に対し、プライバシー侵害や成り済まし犯罪を招く恐れが指摘されているが、どう考えているのか。この点について伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マイナンバー制度に対してのプライバシー侵害や成り済まし犯罪を招く恐れがあるという指摘をされているが、どう考えているのかについてお答えいたします。

マイナンバー制度の開始後の個人情報の管理につきましては、厳格な安全管理措置を設けております。主なものとしましては、まず1点目は、マイナンバーの利用範囲について、先ほども川上議員が言われましたとおり、税、社会保障、災害対策の分野に限定をするということになっております。

2点目、個人情報は従来どおり各公的機関で管理し、必要に応じて情報をやりとりする分散管理の仕組みを採用。

3点目、公的機関間の情報連携については、マイナンバー、個人番号ではなく符号を用いる仕組みを構築するという形になっております。

4点目、公的機関間の情報提供記録を一元的に記録、これは本人の情報も見れるという形で、マイナポータルという形で、記録を個人が、本人の情報管理ができるという形になっております。

5点目、本人確認について、番号確認に加え、身元確認を義務づけているという点になります。

6点目、情報にアクセスする際の本人認証機能の強化、公的個人認証の利用制度という形になります。

7点目、個人情報カードのICチップには、税や年金の情報等、プライバシー性の高い情報は記載されておりません。

8点目、特定個人情報保護委員会という第三者機関による監視・監督を行うようにしております。

9点目、法律に違反した場合は罰則規定の強化がされている。

以上のように、個人情報はこれまでどおり公的機関に分散され管理されているため、個人情報がまとめて漏れるようなことはございません。また、各公的機関間の情報連携は、マイナンバーではなく機関ごとに異なる符号を用いて行うため、仮に1カ所で情報漏えいが発生しても、他の機関が保有する情報に影響することはない仕組みとなっております。

成り済まし対策としては、本人確認を徹底することとされており、万が一マイナンバーが紛失・漏えいした場合においても、それだけでは手続を行えない仕組みとなっております。また、情報が漏えいして不正に使われる恐れがある場合については、マイナンバーの変更をすることも可能という形になっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、いろいろセキュリティーの問題について言われましたが、一応それは国の発行しているパンフレット、町の発行しているパンフレットなんかにもですね、書いてありますし、そういった点で国が言っていることの主張なんですけど、成り済まし犯罪にしてもですね、厳格な本人確認を行うので心配ないというそういったことでした。

この共通番号制度というのは、世界的に見れば、アメリカとかですね、韓国、こういったところでも実行されています。例えば、成り済まし問題なんかを見ますとですね、アメリカではですね、社会保障番号SSNの成り済まし被害が多発しているということが大問題になっています。06年から08年に成り済まし犯罪の被害者は1,170万件に上っており、損害額は2兆円に達しているという、こういったことですね、アメリカ自体も共通番号制度の見直し、こういったものを常に図っているというのが現在の状況です。また、お隣の韓国でも共通の番号制度を導入していますが、韓国ではですね、これを導入した理由として、北朝鮮によるスパイ対策として17歳以上の全国民に住民登録番号を導入しましたが、1億人分のクレジット情報や銀行口座を売却し、情報が流出したということが発覚したり、また1億4,000万件の個人情報に北朝鮮ハッカーに渡り、北朝鮮に情報が流れて悪用されるという事件も起こり、韓国国民に激震が走ったという、こういったこともニュースで報道されています。

また、ドイツとかフランスでは、こういった共通番号制度は使わずに分野別ということですね、情報の漏えいに対する懸念から共通制度は使っていません。それからイギリスではですね、共通番号制をしていましたが、これは情報漏えいや成り済まし、そういったさまざまな問題があり、廃止しているという、全世界を見てもですね、こういったことでマイナンバー制度には大きな問題があるというのが現在の認識です。

日本でもですね、例えば住基ネットが日本でも運用されていますが、住基カードの不正取得、偽造、成り済まし犯罪等の危険性は起こっていますし、やはり不正と防止対策はイタチごっこの状況になっている状況です。また、ことしの6月の日本年金機構の、先ほど言った職員のパソコンが外部から送られたメールを介して、ウイルスに感染して125万件の個人情報が流出したことが発覚しましたし、また、個人情報が流出する不安につけ込んだ、詐欺事件も発覚しています。

4月にはですね、東京商工会議所での1万2,000件の個人情報が流出、14年にはベネッセコーポレーションから顧客情報が1,000万件以上も不正に持ち出され、名簿業者に売却された事件というのも起こっています。こういった状況ですね、コンピューターによる情報管理では、情報の漏洩は現在でもですね、起こっているという状況です。

それではですね、芦屋町においてこういった特定個人情報の提供がされるんですけど、今度の予算案の中でもですね、これに関しての委託業務が行われておりますが、この委託業務の具体的

な内容、どういった部分を委託業務するのかということと、それと、そういった委託業務部分に対する事業者はどのくらいなのか、その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

委託業者につきましては、今のところシステムの改修関係の業者という形になりますので、業者の数的なところは把握しておりませんが、システム改修の関係で事業をやっているという形で、そのほかについては民間委託のところはございません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町ではないという状況ですが、ほかの大きな大都市とかになりますとですね、いろいろな部分に、例えば国民健康保険とかそういったいろいろな分野でですね、委託業務がされるような状況が起こっていますが、また、こういったふうにそういった関連のところに民間事業者がですね、特定個人情報に関する委託業務にかかわった場合に、そういった業者から情報漏えいが漏れることが懸念されますが、そういったところについての対策は十分になされるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

基本的には個人情報の漏えいに関しましては、この番号法でも厳しく、再委託はできるような形になっておりますし、情報漏えいにつきましては、罰則規定もちゃんと設けられておりますので、それに従っていくというふうに考えております。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、その罰則規定の問題ですけど、保有特定個人情報の目的外使用による情報漏えいと、もう一つ外部からの不正アクセスによる情報漏えい、これらに対する罰則規定や、国や地方自治体の保障責任、こういった点ではどんなふうになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

漏えいした場合の罰則につきましては、番号法の第9章のほうに規定されております。国の行政機関や地方公共団体、民間事業者、個人も罰則の対象になるというように解釈をしております。例えば、正当な理由なく業務で取り扱う個人情報の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供した場合は、4年以下の懲役または200万円以下の罰金、また併科される、両方とも課せられるということがございます。不正アクセスなどによりマイナンバーを取得した場合につきましては、3年以下の懲役または150万円以下の罰金、これに関しても状況によって併科されるということがございます。

賠償責任につきましては、漏えいの状況等により、責任の主体が変わってくるのではないかと考えております。先ほども御説明いたしました、この事務を取り扱うところ全てが責任の対象になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当然ですね、自治体職員による漏えいとかそういった点ではですね、本人も確定できるでしょうし、自治体が賠償責任を負うということもございますが、外部からの不正アクセス、例えばサイバー攻撃とかされた場合、サイバー攻撃についての大もとというのは、それを確定することはなかなかできないということなんで、実質上の罰則の適用性はなくなっているという状況だと思いますし、損害については賠償責任を負う場合もあるというふうに、そういったことを国のほうでは言っているようであります。そういった点ではですね、そこら近所の特にサイバー攻撃に対する防ぎようとかそういった問題もありますので、そこら近所が大変曖昧であるというふうに感じます。

それでは、次に、国と地方自治体ではマイナンバー制度による個人情報を保護するための対策を明らかにするために、個人情報保護評価書を作成し、公表することが義務づけられています。年金機構の事件発生前における国の公的年金業務等に関する、特定個人情報保護評価書のリスク対策に対する評価内容はどのようになっているのか。これは芦屋町もしていると思いますので、芦屋町はどういった評価内容をしているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

特定個人情報保護評価についてですけど、マイナンバーを業務利用する場合は、行政機関ではマイナンバーを保護するため、特定個人情報保護評価が義務づけられております。

特定個人情報を保有しようとするときは、以下の事項を、評価した結果を記載した書面を公示しなければならないというふうになっています。事項につきましては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する数、特定個人情報の量、個人情報ファイルの取り扱い状況、事務概要などでございます。芦屋町におきましても、住民基本台帳事務について、評価書を特定個人情報保護委員会に提出し、町のホームページに評価書の公表をしているところでございます。

また、ほかに番号保護制度に伴います評価につきましては、現在、内容を精査しておりまして、11月ごろに、残りのものにつきましては評価を行い、公表する予定としております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

私が聞きたかったのは、その年金機構の年金問題についての評価書がどういったふうになっているのかというのが聞きたかったんですけど。基本的には先ほど課長が答弁したように、いろいろなセキュリティー対策が行われているということも国が強調していますので、ほとんどの自治体がですね、国の言い分を丸のみにして、年金対策に対する問題についてもリスク対策は十分であるという、そういった評価書を与えているわけです。ところが、そういった評価書を与えていたにもかかわらず、今回のですね、その年金流出事故が起こっているわけです。そういった点では、国の言い分を丸のみにして、評価書があるからといって安易に信用してはいけないということがですね、今回の事件が言っているということだと思います。

それでは、そういったものを踏まえてですね、2点目の日本年金機構の125万件に上る個人情報流出の問題が起こり、国の安全措置は不十分と言わざるを得ません。情報の安全は100%確保できるのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

安全性の確保は100%かということにつきましては、非常に難しい問題ではないかと思っています。しかし、マイナンバーは先ほどもお話しましたように、社会保障、税、災害対策の継続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険などに提供するものでございます。こうした法律で定められた目的以外に、むやみに、他人にマイナンバーを提供することはできないという形の中で行っていますので、情報の流出等はなかなかないのではないかと考えております。そういう記録が漏れた場合は、処罰の対象にもなっていると先ほどもお話したと思います。

基本的に、この年金機構の情報漏えいにつきましては、マイナンバー以前の問題ではないかというふうに私どもとしては考えております。これは、年金機構は今回、情報漏えいの原因を分析してという形で、情報管理体制を強化していく必要があるというふうになっておりますけれど、今回のマイナンバー制度と基礎年金番号との連結の開始時期を、日本年金機構の情報流出の問題を受け、再発防止策が図られるまでは先送りをするという形になっておりますし、これはネット回線を介してのサーバー攻撃という形になっておりますし、今回構築されるこのマイナンバー制度では各行政機関のほうに情報連携をしていくという形で、一元管理ではなく分散管理という形になっておりますので、芋づる式に情報が漏えいしていくということは少ないのではないかとこのように思っております。管理につきましては、今さっきも川上議員が言われましたとおり、やはり、イタチごっこになる可能性はあるかと思っておりますし、サイバー攻撃に関しまして、各関係機関のほうに攻撃をされるということになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

100%確保できるかといえばですね、それは100%できないといくしかなりません。ただ問題はその1%、2%できないところで攻撃された場合にですね、大量の情報が流出することが起こるのが大問題だということです。

それから、情報を分散管理するから大丈夫ということを言われましたけど、今、課長の答弁の中でも中間サーバーとかマイナポータルとかそういった新しい言葉が出てきましたけど、これを通じてですね、情報流出の問題があるんじゃないかということが懸念されています。これは情報を役所間などでやりとりする途中にある中間サーバーというのが、他機関から照会を受けた際に提供できるように、常時、個人情報のコピーが保存されています。特に地方公共団体が設置する中間サーバーについては、経費節減やセキュリティー対策、運用の安定性の確保の観点から全国2カ所に共同化、集約化されています。ここがサイバー攻撃を受けたときに、大量の情報が一網打尽で漏れることが懸念されています。また、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報を見ることができるマイナポータルについても、個人情報流出の経路としては最も危惧されます。つまり個人のICカードとそのパスワードさえ盗みとれば、特定の個人のありとあらゆる情報が一覧できるという、こういったこともですね、考えられるので、そういった点ではですね、大いに問題があると言わなければなりません。

それでは、もうすぐですね、このマイナンバー制度が10月から実施されるわけなんですけど、3点目の町内企業のマイナンバー対策は大丈夫かということについて伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町内の企業におけるマイナンバー制度の対策はどの程度行われているのか、調査をしているのかという形についてお答えいたします。

調査につきましては、実施はしておりませんが、事業者への対応については、7月24日開催の福岡県主催の事業者向けマイナンバー制度説明会の参加案内を、広報あしや7月15日号とホームページで行っております。

また、9月24日に開催される予定の九州産業省主催の、小企業対象のマイナンバーの適正な取り扱いに関するガイドライン事業者編の説明会開催についてのお知らせも町のホームページで行っておりますし、この開催については、県の商工会議所連合会や県の商工会連合会への周知も行っているところでございます。

町としては、事業者への対応は、芦屋町商工会が行っていくのが適切と考えております。芦屋町商工会でも8月24日に遠賀郡内の商工会広域体制協議会主催で、マイナンバー制度の実務対応セミナーが開催されているなどのマイナンバー対策が行われております。

芦屋町としましても、新聞でマイナンバー制度導入の事業者への対応が鈍いという指摘もあるため、9月中旬にマイナンバー制度の概要や事業者の準備作業等を内容とした資料や、マイナンバー導入チェックリストなどを地域づくり課から商工会を通じて、町内事業者へ配布してもらう予定で考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この事業者もですね、大小いろいろあると思いますが、聞くところによると一事業者、このマイナンバー対策にかかる費用としましてはですね、109万円ぐらいかかるのではないかとということが言われています。文藝春秋に載った北見昌朗さんの「マイナンバーで日本は大不況になる」という、この中ではですね、「企業がいくら負担することになるのか、私が従業員100人で支店が数カ所という企業を想定して試算したところ、初期費用で1,000万円、毎年のランニングコストで400万円という数字が出ました。」ということで、これは確定したものではないでしょうけど、このマイナンバー導入によってですね、かなり企業にも負担がかかるという状況が生まれるということが懸念されます。それから、マイナンバー制度導入にかかるですね、芦屋町での費用と維持管理費はどのくらいなるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

費用につきましては、現在、26年度、27年度で、総事業費としては6,300万で、そのうち補助金は、約3,500万という形になっております。今後の維持費につきましては、まだ詳細なところはわかっておりませんが、中間サーバーに関する運用経費や保守に係る経費が必要となってくると思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

国の発表では全体的に3,500億円くらいかかると言っていますし、相当な費用、設備投資が必要だというふうに思います。

それでは、このマイナンバーがですね、でき上がったら、導入された後は住基ネットの活用、これについてはどのようになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住基ネットにつきましては、ネットワークのことでしょうか。住基カードのことでしょうか。(発言する者あり)住基カードにつきましては、基本的にこのマイナンバー、個人カードができれば、使用しなくてこれで対応できると。有効期限までは使えるという形で聞いております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この住基カードについても相当の、町としてもお金を投入してつくったわけですが、利用者も余りない中で、もうこのマイナンバーになれば利用価値がなくなるという、そういった状況も生まれます。

それではですね、10月から活用されるということですが、この12桁の通知カードが送られるが、これの準備状況と住民への認知、周知はどのようになっているのか。その点をお伺いします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

住民への認知度という形の中で、通知カードやマイナンバー制度について、町民への認知度については、計ることはできませんけれど、公民館等住民の目に触れやすい場所へ国から配布された広報のポスター掲示、コールセンターや外国人向けホームページの周知、障害者等に向けての資料など国からいただいたものについて、広報活動を行っておりますし、広報あしやにつきましましては、連載という形の中で、マイナンバー制度Q&Aという形で今年度7月から来年8月まで1年間かけて、連続して定期的に掲載していくという形にしております。また、自治区を通じて周知を行うために、自治区の組ごとに芦屋町で独自に作成した「よくわかるマイナンバー制度Q&A」の冊子を500部ほど回覧ということで配布しています。さらに、庁舎の1階ロビーでのマイナンバー制度に関する動画を業務時間内に上映をしているところでございます。あと4月から新たに出前講座という形で登録して、マイナンバーの説明について自治区等からあれば、出前講座を行うような形で考えております。今後も通知カード送付前や個人番号カード交付前に広報あしやへの特集号を掲載していく予定で考えております。広く周知活動を継続していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ことしの1月にですね、内閣府が行ったマイナンバー制度に関する世論調査によると、同制度に対する懸念として、個人情報漏えいすることにより、プライバシーが侵害される恐れがあるとの回答が32.6%、マイナンバーや個人情報の不正利用により、被害に遭う恐れがあるとの回答が32.3%となっています。やっぱり国民の中には、これに対する不安が相当あるということです。それとまた、高齢者がですね、今後の通知カードの問題、それから番号カードをつくること、そういったことに対応できるかという、そういった問題もあるのでですね、そういった点では今後も周知や説明を十分やる必要があるというふうに思います。

それでは次にですね、DV等の被害者に対する対策。居場所を加害者に知られたくない方への対応、そういった方、またはDV被害者への通知カードは届くのか。そういったことが懸念されますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

DVの被害者の方々につきましては、住所地において通知カードの送付を受けることができない者につきましては、居所、避難されている場所を登録してもらうことで、当該居所に通知カードを送付するという形になります。この登録期間につきましては、9月25日までとなっております。申請書の入手につきましては、市町村や総務省のホームページ、相談機関等より申請をすることが可能という形となっております。登録された居所にマイナンバーが記載された通知カードが送付されるようになっておりますので、居所を知ることは、他人は知ることはできないという形で対応していくような形となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

十分ですね、そういった人たちへの対策をとっていただきたいと思います。

それでは、総務省はですね、6月、日本年金機構の情報流出問題の発覚を受けて、自治体にマイナンバー制度の番号をつける、7月の前までに番号をつけた個人情報を保管する基幹系ネットワークとインターネットに接続する情報系ネットワークを分離するように対策を求めています。このことについて芦屋町では対策をとったのかどうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町では従来から基幹系ネットワークと情報系ネットワーク、インターネットにつないでいるものは分離しており、端末についても基幹系端末と情報系端末を設置しているため、特に対策の必要はないと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町では、これについては、対策はとっているということですが、全国の自治体の中では10%近くがこれについての対応をとられていないという事態もあります。これに対して、山口総務大臣はそういった対策ができていない自治体は入ってもらわないということで、これは任意加盟ができるかどうかということで、そういったところも問題があるんですけど、そういったことを言っていますので。

それで、最後にですね、町長に伺います。4点目の10月からの番号通知を凍結し、制度の再

検討と町民的論議を行う必要ではないのでしょうか。この点については町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

私がこう言っちゃなんですけど、非常に難しい御質問をいただいておりますが、川上議員のこのマイナンバー制度で、よく私自身も勉強させていただいたわけですが、ずっと見ましてもなかなか、やはり今の時点でですね、理解というのは難しいのではないかと。やはり、手順を追って、スケジュールがありますので、まだ、通知カードは来る、その次にという何年かかけてこれはやりますので、一遍でこれをどっとというのは、住民の方にもやっぱり理解できないのではないかと考えておりますので、一つ一つやはり、つかさつかさで丁寧に説明する責任があるかと考えております。

さて、川上議員の、この10月からの番号通知を凍結し、制度の再検討と町民的議論という、この町民的議論というのがわからないんですが、行う必要があるのではないかとということなんですが、もう既に、きょうもそうなんですが、どの新聞もですね、改正法は制定されております。国会でですね。国会には議員所属の共産党の議員さん方も十分審議入っておられるわけでございます。そしてまた、その以前に平成25年の5月31日に、結局これが成立、公布されたわけがあります。

一つ一つ細かくは言いませんが、四つの法案ということで番号法、それから整備法、機構法、内閣法ということで四つの法律が骨子にあっておるわけですが、この番号関連4法は国が導入する制度であります。日本全国、今、一般質問、今あったように、企業も一生懸命このための勉強会を開いておるわけですが、制度の再検討及び町民的議論を町として行うということは、これは無理であり、できないということで答弁させていただくわけですが、また導入に当たりましては、町として、社会保障・税番号制度の効率化、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤である、マイナンバー制度を安全管理措置にのっとり、安全・確実に役場全体で導入作業を進めていくと、粛々と作業をやっていくということが肝要であり、重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかくこれを導入する中でですね、個人情報の漏えいとか、そういうことが起こらないように、町としても全力を上げて取り組んでいただきたいと思います。

最後に一つ申したいんですけど、今度、法の改正がありまして、貯金とか特定健診とか医療情報とかも入るようになったんですけど、今まだ国会の中では指紋を全部登録すると、そういったところもね、論議されて、恐らく法改正で出てくると思うんです。そういった点では、大変危険な方向に国が向いているんじゃないかと危惧することを申し上げてこの質問を終わります。

続きまして、2点目の自治区への業務依頼についてですが、まず最初に、災害時要支援者支援名簿となっていますが、これは避難行動要支援名簿の間違いですので、訂正いたします。避難行動要支援者名簿の進捗状況について、まず伺います。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

東日本大震災を初め、近年の大規模災害では、犠牲者の多くが高齢者や障害者などの災害弱者となっており、地域防災上の大きな課題となっています。一方、阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救出した人の9割以上が、自力または家族、近所の方によって救出されたという報告がございます。このような教訓から、災害から身を守るためには、日ごろから住民一人一人が危機意識を持ち、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などを円滑に支援する仕組みづくりが求められており、25年6月21日に災害対策基本法が改正されました。

災害対策基本法第49条第10号では、市町村に対し、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないと規定されました。そこで、芦屋町では自力または同居する家族等の支援で避難することなどが困難な高齢者や障害者等を事前に把握して、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域へ提供することで、災害時に避難支援の仕組みづくりを促進します。

名簿作成までの経緯をお話しますと、課内協議を経まして、防災担当の総務課との協議を行いながら、26年9月に区長会役員会との調整を始めさせていただきました。

区長会へ調整を行った理由は、災害対策基本法第49条の11第2項におきまして、市町村長は、災害の発生に備え、消防機関、都道府県警察、民生委員、自主防災組織その他の避難支援者の実施に携わる関係者に対し、あらかじめ本人同意がとれた名簿情報を提供することが規定されております。このように、名簿の配付先の一つとして自主防災組織が挙げられ、自主防災組織の会長を区長さんが兼ねていることによるものです。それ以後、区長会には26年12月を初め、27年1月、3月、5月と計5回説明させていただき、法の趣旨や地域の協力について理解を求めてきました。また、民生児童委員協議会に対しても、趣旨の説明や申請書の回収のお願いなど

のために計5回の説明を行ってまいりました。公的な手続としましては、26年12月の議会全員協議会での説明、同じく12月に芦屋町個人情報審査会へ個人情報の取り扱いについて諮問・答申、27年2月には芦屋町防災会議で芦屋町地域防災計画に避難行動要支援者名簿の取り扱いなどを新たに位置づけていただいております。

名簿の作成に関しましては、要介護1以上の認定をお持ちの方、75歳以上の高齢者世帯、身体障害者手帳や精神障害者手帳、療育手帳を所持されている方で施設入所者を除く1,722名の方に避難行動要支援者名簿の登録申請書を郵送し、登録の意向を確認しました。郵送での返送、民生児童委員や職員での回収の結果、868名の登録申請に基づいて名簿を作成しました。

地域への避難行動要支援者名簿の配付につきましては、自主防災組織または自治区と町で個人情報保護に関する協定を締結していただいた上、27年6月20日から町民会館等で開催した4回の個人情報保護に関する研修を実施した上で、名簿を提供しています。また、民生委員へは、担当地区分を27年7月9日に配布しています。

以上がこれまでの進捗状況でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったふうなことでですね、これは2点目にも入るんですけど、そういった点では民生委員とかですね、自治区、特に区の役割がですね、この災害時避難行動要支援者名簿を作成すること、そしてまたその内容を実行していくという点ではですね、その役割がですね、大きくなっているというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

役割につきましては、議員おっしゃるとおり、地域との協働ということで、地域の安全を守っていくということで役割というものは高まっているものと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、言われましたようにですね、最近の自治体では災害対策や介護の分野、こういった中でですね、自助、共助、公助の役割というのを強調しています。特に一番求められているのは、共助というところがあるわけですが、介護の分野になりますと、これは共助といいますと、介護

保険制度自体が共助になっていますので、そういった点では互助という分野も設けてですね、これは地域の住民とか区とか、隣組とか、そういった人たちが周りの介護が必要な人たちにボランティアによるごみ出しとか、サロン事業、こういったものをしたり、病院への送迎、そういったことを既存の介護サービスにかえて行うという、こういったことを求めています。

やはり、そういった点ではですね、住民同士が協力し合って生活することは、必要なことではありますが、それを担うですね、住民組織がですね、十分な機能を持つことが必要だというふうに考えています。今後ですね、さらに地域住民の協働の力が芦屋町においても必要となってきますが、その中核になる、自治会に対する町の支援はどのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

今、言われた地域コミュニティの基礎となる各自治区においては、高齢化による担い手不足等によって、区長を初めとする役員の防災や福祉分野での業務的な負担は増加しています。そこで、自治区の加入率についてちょっと説明させていただきます。

自治区の加入率につきましては、平成23年度64%あったものが、平成27年度につきましては61.7%となっております。この平成25年度からの3年間については、ほぼ横ばい状態となって、61.9%から少しずつ下がっているような状態になっています。これは平成22年度から新たに創設された自治区活性化事業交付金や、平成24年度から各年1自治区を選出して実施している、コミュニティ助成事業を各自治区が有効に活用した成果の一つであると考えられます。また、平成26年度からは自治区担当職員制度を新たに開始し、自治区活動の支援も行っております。住民と行政の協働が徐々に確立されてきていると思っております。

以上になります。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったふうに自治区のコミュニティを上げるためにですね、町としてもいろいろな支援を行うということでやられていますが、特にこういった共助をやる場合に、区長さんもそうですが、各区長さんのもとにいる組長さん、こういった方々が本当に大きな役割をするんですけど、現在のですね、自治区に対する財政支援、特にその組長に対する組長手当、そういった部分についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

組長手当につきましては、平成20年度の行財政改革の一環で廃止されております。区長会の補助金、区長事務交付金については、そのまま補助金があるようになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

現在は、先ほども言われたように、集中改革プランの中で組長手当が廃止され、組長手当についてはそれぞれの自治区が手当を講じているという状況です。その手当の原資となる部分については、それぞれの自治区の区費がなっているんですけど、今も言ったように、組長さんの仕事がどんどんどんどんふえてきているという中で、やっぱり組長手当をちゃんと手当するという問題なんかが一つの区の課題となっています。そういった点です、区費を上げれば今度は区の加入率がどんどん下がる。区から出て行くとそういった問題もあってですね、各区の区長さんが大きな悩みを抱えている状況なんですけど、そういった点ではですね、今後もやっぱり町のいろいろな業務を自治区で補っていくという点では、自治区へのそういった組長手当の復活という、こういったことも考えるべきではないかと思いますが、その点についてはですね、どう考えているのでしょうか。

これはもともとあって集中改革プランの中で、削られたということがあります。確かに集中改革プランの時点では、相当なですね、地方交付税の削減とか競艇事業の不振とか、そういったものがあって、厳しい財源の中でやったわけでしょう。とって今の時点になって、いろいろなことを取り組む中で、これについてはですね、住民との協働、また住民への参画そういった観点からもですね、そこら近所を復活すべきだろうと思いますが、その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今の組長手当の復活ということでございますが、そもそもこの組長手当は、もう議員も御存知のとおり、芦屋町の競艇収益が一番いいときにですね、芦屋町近隣、福岡県でも珍しく、組長手当を交付しておるといふ現実があったわけでございます。たまたま平成20年の行革におきまして、廃止というふうになったわけでございます。区長さんを初め、組長さんには多大なる御尽力を賜っておるわけでありまして、それは、それとして、やはり今、冒頭、川上議員が言われたように、やはりお互いが助け合うという精神、これが一番ではないかと思っております。

行革の中では、今、区長事務交付金についても、同様に審議されたわけでございますが、これ

については、役所からのいろいろな連絡事項、お願い事項、各種付属機関でも委員など行政との連携が必要であるということで、継続すべきものであるということで、継続させていただいておるわけでありませう。

そういうことで、組長事務交付金を補助金として復活するということは、また昔に戻るということで、せっかく苦しい目に遭ったわけですね。ボートが赤字になりました、花火大会中止しました、砂像も中止しました、補助金もカットしましたということで、ようやく他町並みになった。それをまた少し競艇事業はまだまだ厳しい中で少し、ずっとここ何年間か繰り入れさせていただいておるわけですが、それをまたもとに戻すといつて、他町にない、また組長交付金を補助金等復活するという考えは持ち合わせておりませうので御理解を賜りたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

小学校のときのことでせうね、黒板のところに、「一人は万人のため、万人は一人のため」とそういったことが書かれています。そういった点では、地域コミュニティをこういった立場でお互い協働して、弱者を助けていくというそういったところが必要だと思ひるので、それはそれなりに、その精神というのは大事にしないといけんと思ひますが、ただ、財政的なところで区が活性化しないという問題があれば、そこら近所をどうするかというところも考えないけないというふうに思ひます。

先ほども言われたように、例えば、地域には活性化交付金が今、町長のほうから提案されてきています。活性化交付金もそれぞれの自治区の中で、いろいろな交流をやったり、自治区同士の連帯を深めるという点ではです、大いにやっぱり、コミュニティを上げるという点では役立っていることと思ひます。ただ、いろいろな自治区の中では、こういった活性化交付金がひもつきのためにです、ほかのところは流用できないというのがあるので、そういった点ではこういった部分についても緩やかにしていただき、組長手当に充てるとか、そういったこともできるようにしてほしいという要望もありますので、やはりそこら近所もです、今後、やっぱり柔軟に考えていくことが必要ではないかと思ひます。

確かにさっき町長が言われたようにです、自治区としてやっぱりそういったコミュニティを上げるために、財政とかそういったことを抜きにしてやるということは、必要だと思ひます。しかし、反面を言えばです、町のほうとしては、口は出すが、金は出さない、そういったことでやっぱり対等ではないと思ひますので、その点をぜひです、検討をしていただきたいと思ひます。

続いて時間がないのでですね、農業問題についてに移ります。第1、2、3項目ですね、これはですねもう一括してですね、質問しますので答弁をお願いいたします。TPPが可決し、米輸入枠が拡大した場合、芦屋町の農業に与える影響はどう考えているのか。

2点目に芦屋町の農業人口はどうなっているのか。

3点目に芦屋町における耕作放棄地、遊休農地はどのくらいあるのか。この3点について伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

まず要旨1点目につきまして、まず、芦屋町の農業形態については、水稻よりも野菜栽培の方が多いう状況となっております。現在、芦屋町で米を生産されている農業者は、43経営体あります。そのうちの15経営体は自己消費分のみを生産しています。米の販売については、25経営体がJAに出荷し、残りの3経営体は個人の販路で販売している状況です。また、認定農業者については、米価の下落した場合、保険に当たる収入減少影響緩和対策への加入促進も行っております。

TPPの方向性が決まっていない中、輸入米がどのような販売経路になるのかがわからない状況では、芦屋町の農業への影響もわからないとしか言いようがありません。ただ、今現在、輸入米については、主に外食産業へ回っている状況なので、TPPの輸入枠が拡大になっても、最初は外食産業に回ると思われます。そのため、スーパー等の食品販売店には出回らないのではないかと考えます。そうなれば、芦屋町の農業への影響は少ないと考えます。もし、輸入枠が食品販売店等に出回ることになれば、多少の影響力はあるかもしれませんが、それより、国内の米の消費縮小による生産調整の度合いを上げられたほうが、影響が大きいものになるのではないかと考えます。

次に、要旨2の農業人口についてお答えします。

芦屋町の農業従事人口は、福岡農林水産統計年報より、第56次、平成20年から21年度時点では、127名でした。直近の第61次、25年から26年時点では、114名となっております。

要旨3番目の芦屋町の耕作放棄地、遊休農地につきましてお答えします。芦屋町の耕作放棄地及び遊休農地については、平成26年度末現在で耕作放棄地約1ヘクタール、遊休農地約5.7ヘクタールとなっております。耕作放棄地対策として、農地中間管理機構を活用し、耕作可能農地へ整備及び近隣農地の耕作者等に集積を行うことができます。しかしながら、耕作放棄地の所有者が所有している全ての農地を農地中間管理機構に貸し付けしないといけないなど、安易に活用

できない状況となっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので簡単にいきますが、TPPではですね、やっぱり確かにまだ可決はしていませんが、米の輸入についてはですね、日本としては7万トンを上限にですね、輸入を認めるというような方向を出しています。今後ですね、さらに米のですね、輸入が拡大するという点では、やはり日本の米作の農家が厳しい状況に置かれていくということというのは、目に見えています。そういった点で、専業農業や兼業農家の減少、そして耕作放棄地や遊休地がふえるということがですね、今後のやっぱり大きな課題になってくるというものです。それで、そういった点について、芦屋町としてはですね、どうするかというのが大きな課題になります。そういった中でですね、農業がやっぱり高齢化やですね、また病気などでから離農する人が生まれてくるということも事実です。

その場合にですね、ある農用地区でのですね、農用地の除外についてということが一つの問題になっています。農振地域とかですね、除外された地域については、農耕地ではなくてもほかのにも使えるというのがありますが、農業地区についてはですね、それが今、認められていないという状況です。しかし、そういった地域の中でも高齢や病気などでですね、離農する土地所有者もふえるというのが事実です。その中で、住宅地への転用、そういったことも求める声もありますが、こういった声にどう対応するのかということが一つの芦屋町の大きな課題となってきます。そういった点ですね、芦屋町の農業地区のですね、農用地除外についての今後の考え方について伺います。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

芦屋町の農用地区域内の農地、いわゆる農振青地は、粟屋地区に約20ヘクタール、山鹿表耕地に約22ヘクタール、山鹿裏耕地に約22ヘクタールあります。

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定されます。計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われます。耕作がしやすいように区画整理や農業用水を利用しやすいように水路整備、畑地かんがい施設整備等、農業基盤整備を実施し、水稻や野菜などの生産に適した優良農地として存在しています。

特に山鹿表耕地については、今年度から県事業で汐入川改修の受益地となっているため、除外することにより効果的な整備ができなくなるだけではなく、計画の大幅な変更等が発生することになります。また、農業外の役割として、土地利用の秩序化の機能を果たすとともに、水田整備による国土の保全・防災を通じ、健全な水循環を形成しています。以上のことから、農振青地を除外することは県において原則認められておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか厳しいところもありますが、ただ、変更とかですね、いろいろなことが考えられています。確かにですね、農業地区を守ることは日本の農業を守り、食料自給率を引き上げるという上にも重要なことであります。それと同時にですね、高齢化が進み、離農する農地所有者がふえるということも事実であり、農地所有者の声をどうくみ上げていくかということが問われています。この二つのことを二律背反的に捉えるのではなく、統一して行っていく、こういったことを要望いたしまして、この質問について終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、午後は13時10分から再開いたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、6番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

6番、妹川です。

一般質問の通告書を見ながらですね、説明していきたいと思っております。

6月議会において、釜風呂跡地の公園整備費など約1億円の一般会計補正予算が計上され、採決の結果、採決に関しては非常に伯仲し、賛成、反対が同数であった。議長裁決によって可決されたものです。10月から造成工事が始まるということで、この点について3点ありますが、ま

ず②のほうから始めていきたいと思います。②は平成24年5月に芦屋釜風呂跡地活用計画策定プロジェクトが設置されておりますが、会議が頻繁に行われています庁舎内外での会議名、そしてその回数、そしてその審議時間は。ステップ1、ステップ2、ステップ3、そしてワークショップ、それに基づいて説明していただきたいと思います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

では、まずステップ1についてお答えします。ステップ1ではですね、平成24年5月18日に庁舎内の関係係長10名によるプロジェクトを設置しました。主に各課の計画や構想での土地活用の確認、町としての検討の方向とプロセスの確認のため、9月5日までに計3回、延べ約6時間の審議時間となっております。その間、関係課ヒアリングなども行い、最終的に可能性のある事業の絞り込みや今後の検討体制などについて審議されました。

次にステップ2ですが、平成25年4月18日に庁舎内の関係課長6名によるプロジェクトを設置しました。ステップ1での検討結果、現地調査、先進事例や活用事業の検討、ステップ3への検討体制について、6月18日までに計5回開催、延べ約8時間40分の審議時間となっております。

ステップ1と2により、現状と課題を整理し、ステップ3の住民参画によるプロジェクトとして、住民ワークショップでの議論へと展開しました。平成25年6月1日に広報あしやなどで、各種委員を募集しますということで、釜風呂跡地活用という課題で5人のメンバーを募集しました。

同年6月14日には、議会の全員協議会で「芦屋釜風呂跡地活用計画について」という内容で経過報告をしております。活用の方向性として、これまでの検討案、それから住民参画による検討会としてワークショップ、今後のスケジュールについて報告しました。活用の方向性としては、1、整備の基本的な考え方の中で段階的に整備を行うこと。第1段階として、憩いの広場として整備を行う。将来的な整備については、今後の検討とする。初期投資をできるだけ抑えた整備とし、ランニングコストを意識したものとする。2点目が、整備の位置づけは、夏井ヶ浜はまゆう公園、ハマユウ群生地、夕陽の見えるトイレなど夏井ヶ浜を一体的なエリアとして捉え、各施設や機能を補完する機能を整備する。住民の憩いの場として、眺望が楽しめる広場とする。3点目が、整備範囲は現在開発されている平地部分を基本とし、埋蔵文化財に影響のない範囲を第1段階の活用範囲とする。4点目が、整備内容は植栽の整備、植栽以外の整備、既存建物、釜風呂の利用、それから道路拡幅用地として一部活用という内容を報告しています。

次に、住民参画による検討会としてのワークショップについての説明では、1、ステップ2による検討経過をもとに、住民ワークショップにより意見聴取、取りまとめを行い、町に提案する。

観光まちづくり推進プロジェクトへの展開を視野に入れ、地域づくり課と連携する。2点目で、委員構成は15名程度で、観光まちづくり推進プロジェクトから5名程度、公募5名程度、区長会2名程度、職員3名程度とする。3点目、検討項目は、憩いの広場としての位置づけや整備方針、活用する範囲、植栽の整備、植栽以外の整備内容などを検討項目とするという内容を議会の全員協議会で報告しております。

その後、ステップ3の住民ワークショップでは、結果的に公募が6人になり、計16名で平成25年7月10日に第1回会議を開催。その後、8月22日までに計4回開催、延べ約8時間30分の審議時間となっております。内容としましては、1、整備の基本的な考え方、2、公園のテーマ、3、短期・中期の整備範囲、整備内容、4、既存建物、釜風呂の活用、5、今後の検討課題・スケジュール等について検討がなされました。

以上です。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

その後、企画政策課から所管が地域づくり課へ変わりましたので、その後について報告いたします。

平成25年度9月補正予算を計上し、平成26年1月から平成27年1月を工期に基本設計並びに実施設計を行っています。設計の範囲としては、釜風呂跡地活用プロジェクトステップ3で提案された短期整備、釜風呂跡地の平地部分になります。の範囲になっています。基本設計の中で二つの案が示されました。釜風呂跡地活用プロジェクトは解散しているため、観光基本構想に示されている、観光まちづくり推進プロジェクト会議を開催し、意見聴取を行いました。日時は、平成26年11月7日、金曜日、19時から20時45分までとなっております。意見では、安全性の課題や展望地への導入性などの観点から協議を行い、案1が適しているとなりました。この意見を踏まえ、役場内で検討し、プロジェクトで提案された案1で決定し、その上で実施設計を行いました。実施設計後、図面を持って寄附者へ説明に行きました。寄附者からは、多くの方の憩える場として活用してもらえて、とてもうれしく思っていると言っていました。

その後、平成27年5月に工事概要、予算額などを定め、さきの6月定例会に補正予算を計上し可決されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私たち議会議員はですね、先ほどの説明がありました、釜風呂跡地活用計画について報告、6月14日議会全員協議会で、資料を1枚のプリント、裏表を1枚もらって説明は、話は聞いております。でありながらですね、この約6時間、そしてステップ2の8時間、そしてワークショップのステップ3をする前に、この全員協議会の資料を渡されたわけです。この中身のことについてですね、私は議長の資料請求に基づいて、かなりの量の資料を会議の内容についてきめ細やかに読んでいましたが、係長の方々それから課長の方々が真剣にですね、この問題についてどうあるべきかということで、手に取るようにわかるわけですよ。

そしてワークショップにはですね、ステップ2を原案にしながら、そしてそれを絞り込んでワークショップを行ってきておりますね。ワークショップというのは、本来は自由に討論をして、自由に意見を出し合ってそれをまとめるのがワークショップだと考えております。それを課長会、係長会で決められたものの枠の中で、意見を取りまとめていく。まさにこれは町民の合意を取りつけたというお墨つきを得るために行ったのではないかというふうに思わざるを得ません。

今、この芦屋広報でこうやって出ていますね。夏井ヶ浜地区に新たな公園を整備します。そして、議会だよりでは、夏井ヶ浜釜風呂跡地はまゆう公園周辺整備工事に着手。一般会計補正予算1億9,000万円増額。これはあれですね、一応3,000万ではありますけど。賛成、反対後、議長裁決により賛成多数で可決というように、非常に拮抗した中での採決であったんですが、どうですか。町民の皆さんは99%の人がこれ、知らないんですよ。こんなことが行われているということは。今、住民のワークショップに入ってきた人は5人出ておりましたよね。区長さんがお二人でしょ。確かに募集はされたでしょうけれど、広報にも出ています。なぜこういうことをなされるのかな。

そして私たち、6月議会の委員会で、初めてそういう構想図の、皆さん方にお手元に配付しておりますような、こういう図面を見せられてですね、ちょっとこれとは違いますが、これを見せられて3,000万の予算が組まれたわけですよ。皆さん、議員の皆さんもね、平成25年から出された係長会や課長会のことについては一切知らされてない。そういう中でこれを出されて3,000万円の補正予算を計上されて、これを可決して本当にいいのかと思われた議員さんもおられたと思います。結局は前代未聞ですね。こんな町が提案するようなものを拮抗してやる。議長裁決で決められるような内容なんですよ。

私は道行く中で、また電話でですね、大体どうなっているんですか、議会はこのことについて賛成したんですか、非常に不評ですよ。どうですか。こういうものを出して本当に、これ成功すると思っておられるんですか。教えてください。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

この釜風呂跡地の土地の活用というのは、随分前からいろいろな御議論をいただいております。時には特別養護老人ホームでっていうような考え方も住民の方からあったりもしました。

ここの用地をどのように活用するのかというのは、私どもは本当に真摯に、一番いい方法、寄附者の方にも喜んでいただける方法、こういうことについて本当に検討してまいりました。でもこれ、先ほども話がありましたが、そもそも平成24年ぐらいのころからの話です。だからもう3年、4年ぐらい、足かけ4年ぐらいかけて現在に至っておるといような状況です。その中で具体的には公園ですから、何をどうするかというその絵を描かねばなりません。したがってその絵を描くためにですね、住民の皆さんとキャッチボールしながら並行してやって、絵を描いてきたということでございます。

その結果、住民の皆さんにこういうことになりましたということで、今回御報告して、御理解を賜るような形で周知を図っている、そういうことでございますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今、ここにですね、ステップ1の係長、それからステップ2の課長、そして課長会でのステップ2のですね、報告、ワークショップの声、こういうようなものをいただく中でですね、たくさん本当にですね、読んでみますとかなりの時間をかけて真摯に話をされてあるということはわかるんですよ。だから、なぜそういうことをホームページでもですよ、芦屋便りでもですね、今こういうふうになっておりますと。だからこれについて皆さんの御意見をお伺いしたいとかね、それから、パブリックコメントなりですね、なぜされないんだろうかなど。まあこれは、住民参画まちづくり条例に非常に不適格な内容ではなかろうかと思っております。

ちょっと図面を説明します。民生文教委員会のほうはですね、このことについては、ちょっと時間がありましたから、おわかりでしょうけど、総務財政委員会の皆さん方はですね、初めて見られるかもわかりません。これは、釜風呂跡地の整備構造図となっておりますが、構想図なんですね。これは第一案、第二案とありまして、第一案で観光推進プロジェクトチームで決定したと。ちょっと色が黒いところがですね、今度、平地のところの約1,200坪。そして、平成13年度に寄贈されたのはこの外回りの枠がありますが、2,760坪ですね。そのうちの約四十数%が平地なんですけど、そこを開発すると。で、道路をつけたりするわけですね。夕陽ヶ丘とか展望地とか。その右側には、夏井ヶ浜の遺跡のエリアでございます。釜風呂跡地をまあ残すと。南

の入り口。左側の道路を挟んで道路はBBとってホテルがありますね。そういうふうな中で町のほうがですね、夏井ヶ浜公園、そしてハマユウ群生地、そしてこの釜風呂跡地を一体化した、そして夕陽の見えるトイレとかですね、あんまり格好よくないですね。夕陽の見えるトイレなんか、夕日なんか見えませんよ。それとか、ドアがもう壊れていると。もう維持管理が非常に行き届いてない。もう臭いと。そういう中であって、このような膨大な敷地を使って本当にできるんだろうか。夏井ヶ浜周辺の観光スポットとして機能拡充を目指す。オートキャンプ場を整備する。もうここには暴走族はおいでと、ごみ捨てする人おいでと、花火をがんがんやる人おいでと言うようなもんじゃないですか、こんなところ。

だから本当に何とかしなければならぬというお気持ちはわかりますけど、どうなんでしょうね。私ははまゆう団地の者ですから、週に2回ないし3回は歩いています。朝歩くこともある。夕方歩くときもあります。水もトイレも使うときもあります。そういう実態のときにですね、やはり、こういう町民の本当に賛同を受けるだろうかというふうに思います。

それですね、もう時間がありませんから、簡単に言いますが、今ですね、町民の声は、もう公園は要らないよと。今、北九州市では、ある市長が箱物をつくって、今の現在の北橋市長が大変困っていますよね。そして橋をたくさんつくりました。そのことによって財政的負担が非常に大きい。芦屋町は公園をつくってどうするか。これまでの芦屋橋公園整備事業、かなや公園ですね。夏井ヶ浜公園愛の鐘整備事業、ハマユウ群生地の拡張事業。これは教育委員会ですけど、こんなこと町民知らなかった。町民には事前に知らされず、まさしく行政主導型事業ではなかったでしょうか。そういうふうな声ですよ。もし、しかも、工事着工という内容をこの広報便りに出すわけですから、いかに町民をないがしろにしているか。まさに議会をないがしろにしているのではないか。私はそういう形でニュースに出しております。

今、オリンピックの会場となる新国立競技場建設計画は総工費が2,520億円に膨らんでいたのを国民やアスリートたちからも、大きな批判を受けて、安倍総理の鶴の一声で白紙にし、今、見直しを迫っています。その結果、建設費の1億円を超える削減幅の1,550億円になっております。

私は③にですね、通告書の③に短期事業の事業費は3工程で約1億円。今回の場合は1期工事ですよね。第一工程です。そしてこれを完成した後に平成28年か29年には中期、長期の事業の内容。こういうものをつくられるということですが、ここは時間の関係でカットしますが、私はまた2億、3億円の金がかかるのではなかろうかというふうに考えております。この資料の中にですね、今の地図の図面の中に、中期整備事業には、右のほうですね、園路、RVパーク設備、建物、カフェ、売店、トイレ、シャワー、展望所、休憩所、レンタルサイクルステーション等の機能を検討する。これはまだ決定じゃないでしょうから、こういうことを考えておりますという

ことですから、それはもう聞いてますからね。

こんなことをしてですね、はまゆう団地の皆さんからも、これをニュース出したときにお叱り受けましたよ。もう、はまゆうの愛の鐘だけでも十分やないかと。だったらこんなの愛の鐘のところでやるならば、そこにカフェをしたり、売店をしたりやればいいやないか。というふうな声です。

そこで、町長、今回の釜風呂跡地の整備、公園整備事業は白紙に戻し、見直したらどうですか。今まだ入札の公募していないということですから、それを取りやめてね、もう一回真剣に考えたらどうですか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

東京オリンピックと比較されて、大変、国策と町のですね、田舎の町の公園とどうなんかなと思うわけですが、今じっと妹川議員の御持論をですね、お伺いさせていただいておったわけですが、手順について住民参画まちづくり条例に合致しておるのかということなんですが、全て行政はいろいろなことをやらなくちゃいけないんですよ。これだけやないわけですよ。それを一つ一つ、一つ一つですね、やっている、それこそ職員もたまらないし、時間もなし、時間の制約はあるは、補助金の締め切りはあるは、その辺はもう妹川議員2期目です、その辺の仕組みというのはよく御存知だと思うんですが、我々執行部とすれば、粛々と手順を踏んで、住民の皆さんの声も聞いてやっておるというふうに自負しております。

それから、釜風呂跡地の件につきましては、もう妹川議員もずいぶん関与されておられますので、寄附された山田さんの御意向を十分尊重して、とにかく、芦屋の皆さんに私は長い間お世話になったんで、住民の憩いの場としてぜひ、結局、活用していただきたいという御意思があるわけでありまして。妹川議員のお言葉では、こんなもんいらんやないか。じゃあ何をするかということ、特養のときに特養事業者と一緒に妹川議員は財政課に行って、特養の土地をあそこの釜風呂跡地をですね、特養やったらよかったんですか。公園やないで。じゃあ何にしたかったんですか。それから、地主さんの意向はどうなるんですか。山田さんの御意向に沿って、我々は粛々とやっておるということでありまして。それをやめたらどうですかということはあまりにも無謀な御発言ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私は白紙に戻す気はないかと言っておりますので、それで白紙に戻す気はありませんということとで了解いたしました。私はこんな大事業をです、大事業を一々ね、いつも言われますね。一々町民に諮ることではない、議会で決めることだ。というようなことを言われますけど、私はこれ、大事業ですよ。維持管理費大変ですよ。そして、山田輝香さんは福祉関係のものとか皆で使えるものというような形で寄贈された。そういう中であってですね、そういうRVですか。RVの駐車場にするとかね、自分が思われている思いと全然違うんじゃないかと。もちろん元気なうちにですね、こうやって活用しますよということで、了解済みだということは聞いておりますけども。私はやっぱり町民の皆様と住民参画まちづくり条例に基づいてですね、住民と行政とそして議会が一体となった形でね、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

次に行きます。次は通学費補助の件ですけれど、子を持つ保護者の思いとして、また、何人かの議員からも要望が上がっていた、通学費補助事業を10月より開始する予定ということで、約1,200万円が予算化されているが、次の点について尋ねる。補助対象者は誰なのか。はい、お願いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小・中学校通学費補助においては、所属する学校長の許可を得て、公共交通機関によって通学する児童または生徒の保護者。高校生等通学費補助では、高校生等の保護者であり、両方の通学費補助とも、申請者及び同一世帯の者が町税等を滞納していないことを条件として、生活保護法の規定による教育扶助費、その他の公的制度による通学費の補助等を受けている者を対象とはしていません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

高校生の場合ですね、バス通学生徒それから自転車による通学生徒、保護者による送迎やバス、行きは早朝課外等があつてですね、バスでは間に合わないということで、保護者が折尾まで、または遠賀まで連れて行って、帰りはバスで帰ってくる生徒がいますね。自転車のも。さまざまな生徒がいるわけですけど、その実態と人数を把握していますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

それぞれですね、個別の自転車それから保護者が送迎しているということまで、把握はしておりません。この額を出す中でですね、一応、この程度の生徒がバスを利用しているだろうということの中で算出しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

本議会では補正予算として、高校生等通学費補助額は1, 263万円が計上されていますね。そして、義務制、小中ではですね24万円が計上されて、約一千二百八十何万円ですね。これ、10月1日から6カ月、来年の3月までですから、これ、半年分ですよ。じゃあ1年間と言えば、その倍ですよ。1, 263万円ですから、2, 500万近くですね。これなぜ高校生の通学補助を一応半額ですが、私が言いたいのはですね、もう②のところにですね、バス通学を余儀なくされている栗屋・大城区の児童の補助額が、結局、この方々も半額ということですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

はい、同じように半額というふうに考えております。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私は6月議会で、一般質問をし、そして前向きの回答といたしましうか、そういうのをいただきました。私がこの栗屋・大城区の子供たちの保護者に対して、通学費を補助すべきではないかという趣旨は、遠距離の上、交通量が多く、危険を伴う。あの国道ですね。しかも、あそこの外づけのですね、競艇場の販売がありますね。そういうのもあたり非常に危険です。あそこに立っておるとですね。40年間近くもバス通学を強いられてきた方々なんですよ。そして、しかも保護者がバス通学費を全額負担してきたことに対して、教育委員会はどうか考えているのか。町はどうか考えているのか。これは憲法26条に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があり、義務教育は、これを無償とする。」とあるんですから。しかも、芦屋町教育委員会としては、学校としては、バスで来たほうがいいですよという奨励をしてきたわけですよ。だから、これについては、全額補助する必要があるんじゃないかなと。どうでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

義務教育のですね、無償というのは、給食費も含め、通学費、これは有償ということになっております。したがって、この通学費についてもですね、全額補助という考えは持っておりません。

また、前回の6月議会のときに御説明しましたが、栗屋・大城地区の児童のバス通学について、以前からしていたと。今のここの役場に芦屋小学校があったときから、もうバス通学していたという経緯もあります。理由はそのときはわかりませんということで、教育委員会のほうから奨励していたという事実については確認できておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

私は、高校生のバス通学者に対してですね、補助することについては別に反対しているわけはありませんよ。いいことだと思いますが。

じゃあ、福岡県内でね、高校生に対してバス通学補助を行っている自治体はどこがありますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

インターネット等で確認しましたが、なかなか少ないだろうというふうには思っています。福岡県内だけではなくですね、ほかの県においても数は少なく、小・中学校のバス通学についてはかなりの自治体が行っていると。それも僻地とかですね、学校の合併に伴ったものとかですね、いろいろな施策を打たないといけない自治体が行っているというのがあります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今、栗屋・大城の子供たちはですね、約30名ぐらいがバスを使っていますね。それで全額負担をしてもですね、今おっしゃった義務教育ではですね、半額で24万円でしょ。そうしますと、これ倍しますと、48万円ですね。これが半年ですから、これを1年にすれば96万円なんですよ。96万円で済むんですよ。これは、やはり義務教育としてですね、町がちゃんと保障すべきですよ。補助じゃないの、保障するんですよ、これ。そういう観点に立ってもらいたいと思って一般質問しました。

それですね、私は6月議会の後に課長にですね、これをやはり保障すべきじゃないか、補助すべきじゃないかということをし入れしたときにですね、あなたが「これは二、三年後ですよ。」とおっしゃいましたから、私はじゃあもう条例を制定するしかないか。ということで条例案を作成し、賛同議員も募りました。しかし、町が補助要綱を作成し、そして予算にも上げるということを知ったから、私は取り下げたんですよ。何でこんなに急にね、私、あなたにも言ったように、電光石火のごとく突如としてね、そういう感があるわけですけども。しかも、補助支給日が10月1日。確かに町長の施政方針では、平成27年度町長の施政方針に「通学などに関する補助制度についても研究・検討したいと考えています。」ということでしたから、まさかね、こんなに10月1日から、しかも高校生まで補助されるなんて。それはいいことだと思います。町長のトップダウンによってこのようになることはいいと思いますが、非常に何か突貫工事的な感じがするわけですよ。恐らく要綱の不備、それから、公平さに欠けるという不満の声が出てくる可能性もあると思います。なんで自転車通の人は補助金が出ないのか。バスで通学しても、通学できない人だっておるわけですよ。前の時には、その定住促進。定住促進策とか、それとか、子育て支援という趣旨で補助するんだということであるならば、全児童・全生徒にですね、支給すべきですよ。私はそういう意味で、もし、まだまだ予算が1,263万円とその224万円ですから、そこ辺の優遇措置かなんかできてですね、ぜひやっていただきたいな、全額補助を栗屋・大城の子供たちにはね、してもらいたいという趣旨で一般質問しました。

次に行きます。次は3番目にいきたいですが、申しわけありません。時間の関係で4番目のですね、多分、なるべく早くやるようにしますが、4番目のですね、芦屋中央病院建てかえについて。新病院の移転建てかえについては、新病院基本計画に基づき、平成27年7月に基本設計が完了したということであるが、以下の点について尋ねる。

①基本計画の概算事業費では約46.9億円と試算されていたが、変更された基本設計によれば約5.5億円増の約52.4億円となっています。どのような変更があったのか。増額の内容についてはもう結構です。どんな変更があったのかそれだけ、説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

新病院基本計画、これは、平成26年2月に作成されたために、病院建設に係る建築工事費については、延床面積は、計画の1万2,800平米から基本設計では1万2,000平米に縮小されたものの、その後の急激な建設資材や人件費の増額に伴う建設単価のアップにより増額となりました。また、周辺道路整備については、警察協議により、道路線形を大幅に変更することになったため増額になりました。

以上です。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

心配するのはですね、先ほども言いました新国立劇場ですね、そのようにしてまた年々アップしていく可能性もあるんだなあ。まあ、ちまたでは46億という声、そういうふうな執行部の説明だけど、そのうち50億を超えて60億を超えていくんじゃないか。そういうちまたの声もあります。そういうことを私は危惧をしますので、その辺は十分に検討して慎重にやっていただきたいと思います。

さて、②ですけど、院内薬局と院外薬局の患者負担額の違いはというところですね、説明を受けたいわけですけど、私のほうで今、図面といいますか、説明を持ってきていますので、それをちょっと説明させていただいて。3枚目ですね。妹川、平成27年度9月議会の資料、ネットより。これは規制改革会議とは何かということで、私たち議員も説明を受けております。内閣総理大臣の諮問に応じてということで、ずっと、ずらっと書いていますが、そのときの規制改革会議の座長が長谷川幸洋さんという十七、八行書いてありますね。長谷川、この方が座長で何人ぐらいの方の委員会がありました。その7行目ぐらいにですね、診察の後、院外の薬局で薬をもらうと、院内で処方されたのではと、料金が2倍以上も違うのを読者が知っているだろうか。これはインターネットから呼びかけている場合ですね。まあ塩漬け医療から医薬分業の話とか、まあ、そういう塩漬けの医療が批判されることによって、病院の医師会はそれに反対する。院内でいいではないかと。だったら、70年に処方箋料は100円だったのが、500に引き上げられて、そして医師会のほうも、じゃあ仕方ないかと。院外でいいかという、この経過を書いてある。

このプリントはですね、約10枚ぐらいあります。これはインターネットで調べられたその中のものをほんの1枚にしてしまったわけですけど、決して私は、その文章をですね、いろいろ変更したりしておりません。その分をピックアップしているのですから。変造やらいたしておりませんので。町長何かおかしいですか。変造やらしておりませんので。

ただですね、私がこの赤で書いた病院や診療所で内服というんですかね。服用7日間処方してもらって、薬局で、薬局の手帳を出してもらおうと、ということで、病院内外での薬の価格2.5倍、許せるかと。これ、長谷川さんが書いていますよ。院外と院内で料金はどう違うか。院外は処方箋料680円、院内は420円。調剤料は300円、90円、こうなっているわけですよ。合計を見ますとね、1,850円ですよ、院外は。院内は720円で済むわけですよ。この辺はもう関係の方は御存知でしょうけど。1,850円、これ10割負担でね。これを3割負担の人がこれの3分の1、720円を3分の1。だから今、日本の場合は保険医療という形になっ

ていますから、まあわずかだというお気持ちがあるかもしれないけど、アメリカの場合はですね、これは保険医療の保険はありませんから、全額負担ですよ。

だからそういうことでずっと書かれていますけど、この中で下から七、八行目にはですね、規制改革会議の事務方を仕切る官僚に聞くと、「実はこれまで医薬分業や院外、院内処方をめぐる問題をきちんと議論したことはなかった。本格的に取り上げるのは今回が初めて」という。おそらく政治的にアンタッチャブルだったのだろう。議論は始まったばかりである。引き続き注目したいという形でね、こう出されてあるわけですね。

そして、規制改革会議の院内薬局開設に厚労省や日薬は反対ですね。それぞれ白川さんや、今村さんや、いろいろな方、名前が書いてありますけど、それについてもずっと見解が出されています。これ、ぜひ読んでいただきたいと思うんですけど。右のほうの6行目ぐらいに「医薬分業により待ち時間は減ったか、薬の説明は充実したか。」院外薬局のですね、薬剤師の皆さんから、薬剤師からいろいろ薬の説明は十分か。そうでもないんじゃないか。待ち時間は減ったか。あの今、芦屋町の院内薬局でですね、院外薬局のほうがいいというような声があるというように聞きましたけど、これ何でかという、聞いてみましたらですね、芦屋町の薬局は時間が、待ち時間が多いと、長いというような意見ですよ。そうでもなければ院内薬局がいいんですよ。そこ辺をね、勘違いしないでほしいと思うんですね。

そういうことで、日本の医薬分業、誰のための院外処方か。患者負担が増している不道理。一方、医薬分業を促すため、国はこれまでの薬剤報酬の一つである調剤基本料を高め設定するなどして、病院の外にある薬局がもうかるようになっている。はい、それでこの点を健康保険組合連合会、健保連が公開討論で指摘しております。それで、これも花粉症の患者が14日間の薬の場合はですね、やっぱり1,500円かかるのが450円。やっぱりその何倍か2.5倍くらいかかるんですよということを書かれております。そして下のほうの2番、院外処方と院内処方のメリット、デメリット、テレビを見たという形で、これは専門家の方がテレビを見た中での感想ですが、下から、5行目「国民の負担を軽くするのが政治。」一部の利権のために働くのが政治ではありません。もし、これがアメリカのように全額自己負担だったら、院外処方の費用負担の大きさに日本国民はふざけるなどなるはず。下から2行目は、そうならないのは我々が払っている7割が国庫負担だから、自分の懐以外の出費だからそれほど実感がありません。でもこれは健康保険料などの税金から賄われているので、我々が払っているのと全く同じです。その点は理解しておいてください。国を変えることができるのは我々国民です。こういう形で訴えているのがありました。

さて、長くなりましたけど、質問の中にどうですか、患者負担額の違いはどう考えられておりましたか。私は住民説明会で、櫻井院長さんに対する質問がありました。どれくらい上がるんで

すか。「ほんの少しです。」とこうおっしゃった。私はほんの少しかなあ。ジェネリックがあるしなあと感じていたけど、調べれば調べるほど2.5倍。どうですか、新病院に院内薬局を設置することができないのですか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 池上 亮吉君

要旨2と3をまとめて回答ということでよろしいですかね。(発言する者あり)

それでは、芦屋中央病院評価委員会を住民課が所管しておりますので、病院から聞き取りを行い、調査した内容を報告いたします。

院内処方、医師が処方し、院内で薬剤師が調剤して、患者が薬を受け取ることです。院外処方、医師が処方せんを発行し、その処方せんを患者が院外の薬局に持参し、当該薬局の薬剤師から薬を受け取ることです。投薬の費用は、調剤料、処方料、薬剤料、調剤技術基本料に掲げる所定点数を合算した点数で算定することとされています。薬剤の料金は、院内処方、院外処方のどちらでも同じですが、次の3点により、院外処方のほうが割高となってしまいます。

まず1点目、院内処方の処方料より、院外処方の処方箋料が高い点数となっております。2点目に、調剤に対する基本的な点数が院内薬局の診療報酬より、院外薬局の調剤点数のほうが高く設定されております。3点目に、院外薬局には加算が多く設けられていることです。以上のことから、院外処方のほうが、患者さんが負担する金額が割高になります。しかしながら、院外薬局では、ジェネリック医薬品の使用が院内薬局より、より推進されているため、場合によっては、薬剤は安くなることがあります。よって、処方内容や薬の内容によって技術料の点数が異なるため、患者負担額がいくら違うかと問われた場合、それぞれの内容で違いますので、一概にいくらとはお答えすることができません。

続きまして要旨3のほう、お答えしたいと思います。

新病院に院内薬局を設置することはできないのかということですが、病院の方針としましては、平成24年に外部有識者や住民代表で構成された、町立芦屋中央病院経営形態検討委員会から受けた院外調剤化の答申に基づき、新病院での薬局は院外薬局と結論づけ、これまで住民の皆さんに説明してきました。なぜ、そう結論づけたのか、その理由をメリットとデメリットを整理した中で、今一度、御説明申し上げます。

院内薬局では、患者さんは薬を院内で受け取ることができ、院外処方より支払い額が少なく済むというメリットがあります。その反面、待ち時間が長く、受け取る薬の説明を院外薬局より十分に受けることができないというデメリットがあります。薬剤師が丁寧な説明を心がけるほど、待ち時間はどんどん長くなります。

一方、院外薬局では、保険薬局に行くという二度手間と薬代が高いというデメリットがありますが、メリットとしては、待ち時間が短いことや自分の好きな薬局を選べるもののほか、薬剤師が処方内容をチェックすることにより、複数の診療科を受診している患者さんの重複投薬の有無の確認などができます。また、薬の効果や副作用、飲み残しなどについて、薬剤師が処方した医師と連携した中で患者さんに説明することで、患者さんの薬に対する理解が深まるとともに、調剤された薬を用法どおり服用し、安全性が向上します。また、薬剤師の求められる職務内容が異なります。病院勤務の薬剤師には、医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、調剤作業に追われるのではなく、薬剤師以外の医療スタッフに対して的確な助言や相談に応じることのできる体制を確保する、協働・連携によるチーム医療が求められています。さらに、病院の経営面からは、院内処方のほうが院外薬局より診療報酬の技術料が低く、評価されていないところがあること、薬剤師採用による人件費の増、薬剤購入の際の消費税の病院負担の問題、ふえ続ける薬剤の管理など多くの課題があります。

以上のことを総合的に検討し、新しい病院では院外処方にすることを方針決定し、新病院での計画を進めているところです。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

あの、私は厚生労働省の医薬食品局、それから、保険局医療課、九州厚生局にもですね、今のような話になるだろうと思ってね、聞いておりますけれど、今後はですね、中央社会保険医療協議会、中医協で話し合い、平成27年度までには、検討、結論を得てですね、28年度に措置する方向であると。院内薬局という方向を考えられていないけど、敷地内ですね、門前ですね。今では公道を挟んでとかいうことでしたけど、今のところ門内ですね、門内の病院の敷地内ということなんですけれど、院内薬局でも構わんとですよ。別に罰則はありませんと、事務局長が言われましたね。私もそれを聞いた。何か締めつけがあるんですか。いや、そういうことはありません。これは、地域の実情などでもって決めればよい。適切な処置のもとに医療機関の判断である。国がこう言うからね、それに従う。丸のみと先ほど言われました、丸のみちゃ、何でしたっけ。うのみするのではなくて、よく言われるでしょ。

例えば、そうですね、今から昭和40年、30年、40年ぐらいでしたか。今、アメリカからですね、パン食にきなさいと。麦を輸入する。麦を輸入してパン食にしようということで押しつけられてパン食になっていった、そういう歴史がありますね。そして、今度は米余りになっちゃったんですね。米余りになって古米が出るもんだから、今度は米飯にせいってこうなっていく。

ミカン農家はですね、いろいろ何か植えてたのをミカンにきなさい、ミカンを植えることによって山畑にですね、ミカンの温州ミカンをどんどん、どんどん植えたら、もう10年もせんうちにどんどん大量にできるようになったんだけど、今度はヨーロッパ、アメリカのミカンが入ってくる。今、ミカン畑もですね、後継者がいなくてということを考えてときに、国の方針とか厚生労働省の方針に従ってやっていいのかどうか。もう少し実態に合わせて、あの高い山にね、吹きさらしのところに、あんな患者さんが歩いて、また車椅子の人たちを何で外に出さないかんのかというのが、町民の願いですよ。そういうことをもう少し検討していただきたい。今、院外薬局にするということですけども、来年の28年度ですね、当初にはですね、わかるでしょうから、ぜひそういう形をとっていただきたいというふうに考えます。

最後になりましたが、次の特別養護老人ホームの事務取り扱いについてですけども。もう時間がありませんね。①、②は読み上げるしかありませんね。

22年、町は、最上を推薦したが、最上は住民説明会を行っていないと地域住民は主張しているんですよ。町は、その後、田屋区民に事実確認を行ったのかと。

それから②、27年3月議会において、特養に関する調査特別委員会設置の請願書の委員会審査の中で、執行部が説明した住民説明会に関する発言について、どういった意味合いなのか。

4番目、21年、22年、23年、24年、25年、その当時の福祉課長は誰かと。

この④はですね、なぜこんなこと質問するかと。私はこんなこと質問したくないですけどね、名前を上げてもらえるんだろうと思いますけど。これはですね、なぜ私がこんな質問せないかんかと言うとですね、町長からこんなのが来たんですよ。平成27年8月13日、芦屋町町議会議員妹川征男様。波多野町長。貴殿が発行したニュースレター、ナンバー18の内容訂正について。ナンバー18において、事実と異なる内容が記載されています。事実と異なる情報が伝播されると、いわれのない行政不信につながり、甚だ遺憾だと考えております。責任を持って内容の訂正をしていただくようお願いします。また、官製談合のごとき議員の御指摘については、これまでの議会答弁のとおり、そのような事実はありません。とこういうのがありますから、私はこれに対して回答をしなくてはならないと思っておりますが、せっかくこうやってきましたから、私はこういう場ですね、どういうことですか、どういう趣旨ですかと聞いたかった。もう時間がないので、私の一般質問はこれで終わらざるを得ません。次回にこれは回しますので、それまで回答はお待ちください。私の一般質問は終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ここで、しばらく休憩いたします。なお、14時20分から再開いたします。

午後2時09分休憩

.....
午後2時20分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

次に、7番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

7番、貝掛でございます。通告書に従いまして、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

それでは、件名1の町の英語教育の方向性について。その要旨1、英語教育における国の動向と芦屋町の現状についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

国の動向としては、平成23年度の小学校学習指導要領の全面実施により、言語や文化について体験的な理解、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成、外国語の基本的な表現への慣れ親しみを狙いとして、第5、6学年児童を対象に週1こまの外国語活動が実施されています。今後は、平成30年度をめどに、第3、4学年において外国語活動の授業、第5、6学年においては、英語の教科としての授業が導入される方向です。

芦屋町の現状としては、外国語活動の授業について、学級担任が中心となり、国から配布された教材「Hi. Friends」や音声、映像付きのCD教材や自作の資料を活用して指導しています。その際、町雇用のALTを積極的に活用しており、小中一貫教育として、中学校の英語教師を小学校に派遣して指導を行っています。その結果、外国語活動について、小学生は「英語の学習は好き。」「外国のことを知りたい。」と肯定的に捉えています。小学校教員の指導力については、十分ではないと考えています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

今、国の動向と芦屋町の現状について、るる御説明がありました。今後の動向としましては、平成32年度には小学校5、6年生の児童において、英語が現在の外国語活動から、正式な教科

になり、その担任の先生は点数をつけ、評価をしなければならなくなると。そして、先ほど説明がありましたように、今やっている、5、6年生がやっています外国語活動がそのまま3年生、4年生にスライドしてくると。

ここで小学校の先生はですね、本当に今、戦々恐々としているのではないかと思うわけでございまして。小学校においては国語、算数、理科、社会、図工、音楽、体育、家庭科ですね。1人の先生が教えなくちゃいけない。そして、また平成30年度には道徳の教科化という形の方向で進んでいる。そして、その2年後に英語が5、6年生の教科になってくる。非常にですね、これは今後、小学校の英語担当になる、5、6年生ですか、担当になる先生の負担ははかり知れないものになると察すると同時にですね、これは今後5年間において、しっかりとした人材の養成と確保が課題であると考えます。

そこで、人材の養成についてお尋ねいたします。文科省は平成25年度に出したグローバル化に対応した英語教育改革実施計画、それに沿いまして、その中でですね、英語推進リーダーの養成の研修、つまり、英語を教育推進リーダーというのはですね、小学校、中学校におきまして、英語の教科のプロとなるような、職員、先生を育てる。そういった養成の研修をですね、昨年度の平成26年度から5年間にわたって実施しているわけですが、この研修ですね、芦屋町の英語担任、英語関係の先生方、研修のほうには行かれたのかどうかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

おっしゃいましたように、小学校の英語活動、教員にとっては大変負担が大きいと思っております。今の質問でございますけども、26年度は教育事務所から6名、各教育事務所1名ということになります。(発言する者あり)27年度はですね、教育事務所から6名。県下6教育事務所がございますので、各教育事務所から1名という割り当てのようです。したがって、現在、芦屋ではそれに当たっておりませんので行っておりません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

この研修は、その英語担任になる先生全てが受けなくてはならないというようなことをお聞きしましたが、このあたりどうなんでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

そこまでの情報を仕入れていませんが、大体どのくらいの時間帯で研修するか。これは学校を離れますから、全員となってくると5年間までに間に合わないだろうと思っています。これは、ちょっとこれから先の計画を聞いておりませんので、県としても、国としても聞いておりませんので、ちょっとお答えができません。

ただ、一つですね、今、採用でですね、中学校の英語と小学校の教員免許を持っている、この教員を積極的にとといいますか、意図的に採用しようという県の動きはございます。小学校に中学校の英語の免許を持った先生を入れようと、そういう動きは一方であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

わかりました。できるのであればですね、ぜひこの研修を受けていただくような形をとっていただければと思います。

それから、先ほど、今、教育長最後の答弁にありましたけど、恐らくこのことじゃないかと思いますが、この先生の負担軽減とこの人材確保について、先ほどの英語教育実施計画ですね、文科省が昨年度出したやつの中にですね、国や県が養成して確保した英語推進教育リーダー、恐らくそういった英語の専門の人材かと思えますけども、これの加配措置を講じていくという形で示しています。ですから、やはりその先生方の負担軽減と人材確保のためにも、いち早く国や県にそのリーダーがほしいという形ですね、要望、そういったものを早急に上げていくべきではないかと思えますけども、いかがでしょう。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

おっしゃるとおりですね、中学校にもですね、同じようなこの中学校にもちょっと話があれですけど、中学校はこのぐらいから、全て英語の授業を英語でやれという話が一方であるものですから、中学校のほうにも教員がそういう研修に行く形もある。小学校のほうはもう、ぜひ早くですね、そういう、これ結構人数の枠があるものですから、積極的に手を挙げさせて行かせようと思っています。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

ぜひですね、国と県との連携をしっかりと図っていただければと思います。

それから、もう一つなんですけども、専科制ですね、いわゆるこの英語専門の先生を芦屋町単独で雇ったらどうかというのもございますが、これはさまざまな問題があると私なりに考えます。まず、人材が芦屋町で確保できるのかということと、仮に英語専門の先生を芦屋町で雇いました。そうすると、ほかの小学校の先生は英語をしなくていいわけでございますが、教員の先生というのは北九州事務所管内、異動というものがあります。仮にそのような状況の中で、仮に専科制をとっていない自治体のほうの小学校に行けば、これはかなりの、また先生に負担がかかってくるというような悩ましい、そういった現状があるわけでございますけども、このあたり、芦屋町単独で英語の先生をとというような教育長の見解をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

大変ありがたいお話ではあるんですけど、今、そういう形で小中一貫をやって、それで1人芦屋町単独で加配をしています。雇用しています。その先生が中学校に出かけて行って、今は先ほど課長が申しましたように、ALTと中学校の教員と2人が入った、そして、あわせて担任が入って、3人の形で現在のところ英語活動をやっておりますので、おっしゃいますように、専科を入れますと、まさに今でもどちらかという、ALTに任せきりの場面もないことないわけです。そうなりますと、担任の英語力というのはやっぱりなかなかついていかない。そういう意味では教員の研修を盛んにすることで、担任のそういう英語力と申しましょうか、そこをつけていったほうが将来的にもいいだろうと。大変ありがたいお話ですけど、ちょっと今、賛否両論と申しましょうか。両方あると思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

今、現在は担任が中心で授業をして、あくまでもALTは補助という形で授業が進められておりますがですね、今後は高度の英語指導力を有するALTならば、単独で授業を消化できる。それが実施可能になるというような明るい兆しもありますので、ぜひ5年間、非常に厳しい難局になるかと思っておりますけども、乗り越えていただきたいと思っております。

それでは、要旨2点目でございます。芦屋町における英語教育の具体的な取り組みと子供たちの英会話能力の実態についてお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

小学校では、担任とALTにより英語を親しむ授業が行われています。年間の授業時数としては、1、2年生で教育課程外の余裕時間を利用して10時間程度、3、4年生で総合的な学習の時間に位置づけた国際理解教育として20時間程度、5、6年生では英語活動として、35時間の授業が行われています。また、6年生では小中一貫教育の取り組みとして中学校の教師も入った英語活動を実施しており、その中で中学校の英語とつながるヘボン式のローマ字検定を実施し、子供たちの意欲の喚起に努めています。

また、中学校では、各学級、年間20時間程度ALT参加による授業を実施し、ネイティブの発音による学びを行っています。年間数回行われる県内のテストでは、芦屋中学校の英語の学力は、3年生では県平均より4点から8点高く、2年生でも1点から5点ほど高い状態にあり、1年生は入学したばかりのため未実施です。全体として、かなり力がついてきていると感じます。また、昨年10月と今年6月に実施された英語検定の状況を見ると、5級5人、4級9人、3級17人、準2級に1人が合格しており、特に中学生では難しい準2級への挑戦者がふえてきていることから、英語学習に対する意欲が高まっていることを感じます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

その今の数値ですね、福岡県よりもというのは、これはフクトか何かの試験の偏差値で間違いないでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

フクトでございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

わかりました。英会話能力の実態というのは、なかなか測りづらいとは思いますが、そのあたり、もう一度ですね、具体的にもう一度実態がどのようなものかわかれば、お答え願いますか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

先生方もできるだけ、できる限り英語で質問したり、授業を進めております。全部というわけにはいきませんが、英語の先生の個人個人、若干の違いはありますから、どれとは言いがたいんですけど、学年が上がるにしたがって、50分の授業の中で、英語でやりとりしているのがふえているのは間違いございません。これは英会話というのは、そういうテスト項目もございませんし、高校入試ではヒヤリングというのは、リスニングがありますから、そこでは聞き取る力が出てきますけど、英会話、カンパセーションというのはちょっと。

小学生の場合は、これは評価もやっておりませんが、英語活動で楽しい英語活動ですから、歌ったり、ゲームをしたり、簡単な会話をしたりということをやっておりますので、そこらは先ほど課長が答えましたように、英語が楽しいとかいうことは、子供の心の中にはあるようでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

この英会話の能力の実態について質問したのは、私はやはり、子供たちには将来ですね、有益かつ実用的な英語をこの公教育の場で身につけてほしいという思いから、質問させていただきました。

それでは続いて要旨3に移ります。

さらなる教育の充実、英語教育の充実ということではありますけども、今現在ですね、世界の人口が約70億人。そのうち英語を第一言語としている人口が約4億人、第二言語としている人口が約4億人で、そして母国語や第二言語としてない、いわゆる英語が話せる、英語を使える、外国語としている人口が約8億人とされています。実に世界では、今現在4人に1人が英語を使ってコミュニケーションができるという時代であります。

また一方で、日本においての実態でございます。これはフェイスブックという、いわゆる全世界につながるネットワークサービス会社のデータでありますけども、日本において英語が使える人口の比率は人口の5.5%、いわゆる約20人に1人しか、今、日本では英語が堪能な方はいないという。私、置かれた環境にもよりますが、私に当てはめるとおおむねこのデータは正しいのではないかと思います。

そしてまた、現実に今現在、この少子高齢化、人口減少していくこの日本がまた発展し、ある

いは持続可能な国であるためには、一人でも多くの、このグローバルな人材を育てて輩出していくことが必要ではないかと考えます。勉強して大学を卒業すれば、安定した職業につけるとは限らない。そういうことはですね、バブル経済が崩壊したときに、皆さんそれぞれ実感したことと思います。今後、IT化が進み、特に会計事務所や税理士事務所の事務作業はここ七、八年のうちにコンピューターが全てこなしていこうと言われていた。こういった時代の中でですね、この経済のよしあしにかかわらず、こういった事務的な仕事もなくなっていく。こういった時代の流れの中で、やはり子供たちに何かしらスキルを持たせてあげるのが、我々、大人の使命ではないかと考えます。

そこで私なりに、この公教育でより多くの子供たちに持たせてあげることができるスキルとは何だろうと考えたところ、この実用英語の会得というところに行きついたわけでありまして。このようなことを踏まえて、芦屋町の特色として、英語教育のさらなる充実を図っていく考えはないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

早期の英語教育については、賛否両論があります。グローバル化が進む中、国際社会で活躍したいという意欲を持った人材を育成することは重要であることから、英語コミュニケーション能力の育成の重要性は十分に認識しています。その観点から芦屋町においては、平成14年から、隔年ではありますが、オーストラリアに約2週間のホームステイを実施しています。小学校の英語活動・教科化での指導者の問題もあり、国や県の動向を見ながら、慎重に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

確かに先ほどですね、課長の答弁にもありましたように、昔に比べるとかなり小学校において、中学校においてもですけども、英語教育の充実は図られてきているというところでありまして。今の現状としまして、総合学習の時間というのがありますけれども、これは芦屋町、かなり充実しているようで、この小学校の英語学習にですね、今現在は「聞く」と「話す」、この二つの技能中心ということで教育長の答弁がありました。そして中学に入って「読む」、「書く」が中心技能、「読む」、「書く」の中心で技能を教える際に、小学校で学んだ内容から円滑に移行しがたいことが課題になっているということでありまして、小学校高学年に「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」

この四つの技能を習得するには、やはり週2こまぐらい必要なのかなと考えます。しかし、いろいろな制約もあって、これは時間的にも厳しい。

そこでですね、提案でございますが、今、「がんばりタイム」というのもやってらっしゃると思います。例えば早朝や給食後に、今は短時間学習で漢字をしたり、音読をしたり、やっているようでもありますけども、この学習をですね、英語の時間に充てる、あるいは母国語も当然しなくちゃいけない。英語と国語、これ両方をあわせてやっていく。こういったことを実践していくのは、可能ではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今おっしゃっていただきましたように、英語活動から教科化された場合に、「読む」、「書く」が入ってまいりました。これはもう日本語の漢字と一緒にございますから、覚えないとどうしようもならないと思うんですね。そうすると、単語をどのくらい覚えてくるか。そうすると習っただけでは覚えるわけではございませんから、やっぱり習熟という形が出てくる。ここらで、私はやっぱり5、6年生で英語を嫌いにするのではないかとちょっと気がしてなりません。今は楽しい英語ですから、おしゃべりして、挨拶して終わるんですが、それに覚えて書けとなってくると、これはやっぱりきついなと。今でも国語の漢字書けない子たちもいるわけでございますから、書けないと言うとちょっと語弊がありますが。そういうことで、ちょっと危惧はいたします。

しかし、課長がさっき申しましたように、やっぱり英語は今後使えるにこしたことはない。そして全員が使うことになるかということそうにはならないにしても、やっぱり我々としては、先に何かという力をつけてやるのは我々の仕事でしょうから、そういう形としては、おっしゃる通りかというふうに思っております。じゃあどこでやるかということございまして、今、「読む」、「書く」につながる形で、へボン式のローマ字検定試験を中学校が来てやっています、これを6年生が対応しています。と申しますのは、小学校で3年、4年で国語の時間に、このローマ字は国語の時間に習うものですから、4時間程度しかない。当然その子供たちは、当然というのはおかしい、書けないんです。そこらを小中一貫でやっていますから、中学の先生が行って、少し文字を意識しましょう。そういう形でへボン式の検定、そういうことで少しずつ広げていって、やはり子供に負担感を持たせて、もう嫌だということが一番慎みたい、そういうふうに思っています。

今、おっしゃいましたように、どの時間帯でこれを入れるかというのは、本当に時間がございません。この二、三年の教育課程が、学習要領が新しくなったところで、もう満タンになってしまっていますね、小学校の1年生ですら、午後の授業が入っている。それは大変負担感が大きいわけですが、今おっしゃいましたように、いまのところ国語、算数を中心に「がんばりタイム」と

かいうことをやっていますので、その中に、この英語をどういう形で入れていくか。文字を覚えさせるのか。今のその英会話というそのあたりの聞く、話すを中心にするのか、非常に検討せな
いけんと思います。小学校とよく相談してみて、可能なところはちょっと足を踏み入れるという
ことはやってみようと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

小学校での英語の時間をどう確保するかというところでありますけれども、家庭学習という手
段もごさいます。宿題に英語を出す。英語の文字ぐらいただったら私も見れますので、そういった
宿題をです、出すような形も取れるのではないかと思います。

それから、先ほど課長の答弁にありましたように、オーストラリアホームステイ事業を実施し
ているということですが、参加者が減少傾向にあり、諸事情もあってですね、行きたくても
行けない子供がいる可能性もあります。公教育の機会均等というところから見ても、どうなのかな
と私は考えます。このことから、この事業の予算を例えばですね、中学1年生になったら、ふ
れあい合宿というのをすぐ、ふれあい合宿でよろしいんですかね。1年生のすぐ5月くらいに合
宿があると思うんですけども、その合宿を英語教育の合宿に変えてはどうでしょうか。せつか
く小学校1年生からずっと英会話をしてきているこの芦屋町の教育の中で、また中学に入っても
そういった環境を継続していくという形で、このような中1において2日間の英語の強化合宿と
いうのを実施してはいかかなと思います、見解をお尋ねします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

議員御指摘の一つの案だろうというふうには思っています。確かにオーストラリアについては、
応募の人数が少ないという状況に、回ごとになっております。前回は本当少なくてですね、もう
ぎりぎりの応募者しかなかったと。果たしてこれが外国語を含めてですね、国際交流の關係に立
ったときに、どうだろうというような危惧を抱いておるところでございます。そういった中で、
もう少し多くの子供たちに、こういったほかにかわるようなことも含めてですね、今年度中に検
討して結論を出して、次なる、さらなる外国語の教育、または国際交流につながるような施策を
打っていききたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

はい、わかりました。

それからもう1点ですね、先ほど英検受験者数、合格者数が年々増加して、かなり英語に興味を持っている生徒がふえてきているということでもありますけども、やはり、目的意識というものを持たせ、モチベーションを上げていく手段として、中学校2年生で、3年生は受験がありますから、中学校2年生ぐらいで英検3級を目標に、まあ4級でもいいですけども、3、4級を目標にですね、受験させる。これは町の予算で全て受験させる。そういった施策をとってはどうかと思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

町が金を出すから、受験せいでいう……。大変申しわけございませんが、英検がいくらかかるか承知しておりません。それで、学年は百五、六十とざっと子供たち各学年150前後おりますから、そこで、そして2年生の英検、1年でも2年でもいいんでしょうけど、そのとき本当に妥当なのかどうなのか、3年でやったほうが妥当なのか。このあたりもちょっと研究してみないとわかりませんので、きょうはそのあたりで……。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

今までのですね、現在の英語教育、教育制度あるいは仕組みの中でどうしたら、子供たちに有益かつ実用的な英語が身につけられるかということを議論してきたつもりでありますけども、本質的に実用英語を身につけるためには、私はですね、この入試制度、これを改革していかなければ、前に進まないのではないかと。文科省はグローバルな人材を育成すると。英語の教育にさまざまな施策を施しておりますけども、高校入試や大学入試といった学力向上に重きを置く今の現状の中では、英語のこの入試の内容をですね、より実践的、より実用的な技量を試す、こういった試験改革していかなければ、本当に前に進んでいかないのかなと感じるわけでございます。こういった意見は、るるあるんですけども、本当にどうして日本の、この英語教育って、文法とか、長文とか、全然英語を習っても役に立たないよねという素朴な、こういった民意、あるいは住民の声、こういったのをしっかりと受け止めて、自分なりにいろいろな情報を集めて、本当にそれが住民のため、あるいは芦屋町のため、子供たちのためになると判断するのであれば、その制度や仕組みを変えていくように努力をしていく。変えていく。こういったことをして、よりよい制

度を構築していくのが、我々議員であり、町長であり、教育長であり、仕事であると私は考えるわけでございます。

ぜひですね、この入試制度の改革というのは、これは国の次元の話でありますけども、我々が訴えても国からすれば、小さな小さな声であります。でもですね、これは粘り強くこういったことを訴えていきたいと思っておりますけども、町長、教育長、このあたりの見解をお尋ねいたします。町長お願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

大変お話いただいて、入試制度をどうするかと。これ、大学の入試制度が、今の中1が大学を受けるときは、がらっと変わっているというお話は聞いております。その中で、英語がどう変わったかというのはよく知りません。今のような1点を争うような入試制度を変えようと言っていますので、大変いいことだろう。特に英語につきましては、福岡県もそういう意味で、先ほど申しましたヒヤリングという形で高校入試一斉テストがございます。試験ですから、時間が限定された中で評価しないといけませんので、ヒヤリングの場合は一斉に聞けますけど、失礼、リスニングの場合、しゃべる場合にどういう時間帯をとってテストができるのかと。これは、非常に難しいだろうなと思っています。そこらは根本的に、その試験制度が変わるといのは、どういふふうになるのか想像がつかいませんけども、そうではないと今の試験制度では、とてもじゃないと時間がとれない。本当にOA制度というんですか。自分で私はこれでいきますよというような形の中で何名がグループをつくって、セレクションした中で、私は英会話でいきましょう、というこういうグループでそれでもオーケーというような、そういう幅広い試験制度ができればですね、また、考える余地があるだろうと思う。今のように受験生が多い中で一斉にテストをやって、しかも、公平性を保つという試験の場合は、公平、公正ということは前提ですから。それを保つためには、やっぱり今の形もやむを得ないのかなと思っていまして、案がございませんけども、機会があればそういうことも発信はさせていただきます。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

どこから話していいかわからないんですけど、民主制度からじゃあ、あまりにも、確かにこれは国の指導のもとというか、各公立、私立いろいろな問題があるわけで、このことを芦屋町から発信ということは、それは議員の政治活動の中で、ぜひ御努力をしていただきたいと思っています。

それから英語の教育の問題につきましては、議員のおっしゃることはよくわかりますが、わかりますが、今、日本の全体を見ますと、これは私の個人的な考えなんです、まず母国語。自分の国のいわゆる国語。この国語の力がどうなのか。漢字が書けない、読めない。それから、最も大事なのが歴史問題。やはり、国語と歴史というのは、非常に私は、まず義務教育の中で、しっかり日本人としての誇り等、結局子供たちに持たせるために、そのことをまず、するのが先決ではないかと個人的には思うわけでございます。英語も確かに、今はグローバル社会でございます。いろいろな形の中で、情報化社会ですので、全て英語の単語が出てくるわけでございます。さっぱりわからないわけでございますが、しかし、英語というのは私が知る限り、高校に行っても好きな人は英語クラブに入る。大学行きながら、自分で独力で勉強する。そういう人が今たくさんいらっしゃるわけですね。それから社会人になっても、自分で英会話教室に行ったりとかですね、そういうことで、そういう場がたくさんある。しかし、国語と歴史というのは、これ、基本中の基本だと私は思っておりますので、ちょっとその辺、貝掛議員と考えが違うのではないかと思っております。入試制度の改革については御健闘をお祈りいたします。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

わかりました。私もですね、町長がおっしゃるように、歴史認識、この正しい歴史認識をですね、これをですね、子供たちにしっかりと教えていく。以前、一般質問でもしたと思いますけども、大切なことと思います。

それでは、件名2に移らせていただきます。エアコン設置ですね。児童・生徒が今、気にかけている小・中学校のエアコン設置についてでありますけども、26年の12月定例会において、岡本課長はこのように答弁されています。「12月補正予算に設計予算を計上しており、補助金を活用する事業であるから、防衛省など関係機関と協議して、できるだけ町の持ち出しを少なくするため、財政当局とも協議して、早ければ28年度には設置ということになるろうかと思う。」こういった答弁をされています。それからはや9カ月が経過しており、もうですね、明確な道筋が出ているものと思い、改めて質問いたします。小、中学校のエアコン設置の導入計画はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

3小学校については、平成28年度から工事に入り、中学校については29年度から工事に入

る予定となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

明確な回答ありがとうございました。28年度から3小学校、工事に入って一緒にでき上がるということで、大変子供たちにとってはよかったと思っております。ありがとうございました。

続いて、件名3、芦屋町には14カ所の街区公園があります。先日、この街区公園を見て回ったところですね、清掃の維持管理は行き届いている状況でありましたが、幸町公園におきましては、大きな樹木の幹が前の道路を越えて民家の屋根の上まで達していました。そしてこれは、先日の台風の際に幹が折れて、歩道といいますか、道路を塞いだというような大変、非常に危険な状況にあったのではないかと思います。

この街区公園ができて、数十年経過していると思われませんが、本当にこの樹木の成長が著しく、また、遊具も老朽化している。こういった現状において、今後どのような整備をしていくのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

総合振興計画では、河川環境の整備の促進や住民に身近な公園の整備を進めるとし、施策を押し進める主要事業では、現在までに花美坂1号公園及びかなや公園の整備を実施いたしました。中央公園の整備については、ワークショップにより基本設計を行い、今年度に防衛の補助金により実施設計を行い、来年度に本工事の運びとなりました。

町内14カ所の街区公園の整備方針をどう考えているのかという御質問ですが、町内の都市公園等につきましては、老人会に除草及び清掃を委託しております。また、公園内の樹木の管理については、造園業者に委託して維持管理を行っております。しかし、町内の街区公園は古いもので昭和44年に供用開始されたものもあり、多くの公園が30年から40年経過しております。このため、先ほど議員もおっしゃいましたように、この前の台風の吹き戻しで、町内の公園の中で大分、木が折れたりして、その後片づけにちょっと右往左往としておりました。公園内の樹木は大きく成長、密生したことにより、日照、風通し、視界が悪くなり、遊具の多くも御指摘のように老朽化により撤去されたままの状態となっております。

このため、今年度に幸町公園、正門町公園、高浜町公園、柏原公園のこの4公園について、公園全体の景観、緑が与える心理的効果及び環境保全を目的として、樹木医さんの、専門家のアド

バイスを聞きながら樹木の剪定を実施いたします。その後、その公園をよく利用されている近隣の方の利用者の御意見を伺いながら、それぞれの公園整備を年次ごとに実施することで、地域の皆さんの憩いと交流の場所として、親しまれる公園となるように整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

先ほど、今年度には幸町公園と正門町公園と高浜公園と柏原公園の剪定をするということでしょうか。そうしたら、その後に住民の方々の意見を聞きながら、この4公園の整備をしていくという形でよろしいですか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

今年度剪定をして、その公園については来年度以降に地域の方の意見を聞きたいと思っております。また同時に来年度は別の4公園の剪定を進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

では、ちなみに来年度予定している樹木の剪定等、取りかかろうとしている公園がもう検討されているのであれば、お尋ねいたします。お答え願います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

まだ、正式には決定しておりません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

ぜひ、進めていきたいと思っております。来年度には中央公園のリニューアルということで、大変素晴らしい公園ができるだろうと大いに期待しているところでありますけれども、隗より始めよという言葉がありますように、まずは手近なところ、身近なところから進めていくことも大事ではな

いかと思います。

自治区地域の活性化が芦屋町の活性化へとつながっていくものと思いますし、自治区地域の活性化には、地域コミュニティの醸成が必要不可欠ではないかと考えます。

中央公園まで行くのは少し遠いし、きついよね。そういったお年寄りの方がひなたぼっこできるような、また近所の子供たちが楽しく遊べるような、多世代が交流でき、地域コミュニティの醸成の場である街区公園づくり、いわゆる今の旧児童公園づくりを進めていただきたいと思います。

最後に入江課長の答弁がありましたように、地域の方に親しまれる公園整備を推進していきたいということでもありますけども、町長のこの街区公園整備推進に対する意気込みをお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

非常にですね、うちくのある質問なんですけど、私はいろいろな雑学というか、いろいろな本をよく出張のときに読んだりするんですけど、そのときに、今、貝掛議員の質問が出たときにですね、ちょっと思い出したんですけど、どなたが書いたかちょっと忘れたんですけど、その町ですね、公園を見れば、その町のいわゆる様子がわかる。まず、私は必ずいろいろな町に行ったときに、まず、公園に行くんですよというふうなことが書いてあったのを思い出したわけでありまして。

やはり今、るる質問がありましたように、これは各自治区というか、いろいろな公園の中で地域コミュニティの一番最たるものが、この街区公園ではないかと思っておるわけでありまして。

財政厳しい折に、この街区公園の整備費もかなり削りまして、今、議員のおっしゃるとおり、いろいろな公園で樹木が隣地まで枝が伸びて、町長の手紙がよく来るんですけど、何とかしてほしいということがよくあります。課長が言いましたように、まずこの4公園から始めて順次剪定をして、その後、地域コミュニティにふさわしい、その地区の住民の皆さんの要望に沿った公園にしていくのが行政の使命だと思っております。そして、そこで朝、ラジオ体操をその公園で、地区の方があそこに来れば散歩しながら、ちょっと寄ってラジオ体操をしてというような雰囲気のある町にできればなと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 7番 貝掛 俊之君

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、4番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

4番、内海猛年でございます。本日最後の一般質問になります。皆様方には長時間にわたって大変お疲れと思えますけど、許されます1時間を十分使って質問させていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

件名、第1点目、人口減少対策についてでございます。

人口減少の社会問題は全国的な課題であり、非常に複雑で、解決は容易ではないことは認識しておりますが、しかし、急激な人口の減少は、環境や産業、福祉、医療、税収の減少による自治体運営の硬直化などに影響するとともに、人間関係が希薄化し、日常的な見守りや支え合いなどの共助の取り組みが困難になるなど、地域活性化の減退にも大きく影響してきます。今、私は芦屋町の将来を考える上で、人口減少の問題は最大の課題だと考えております。

23年から32年までの第5次芦屋町総合振興計画には、人口減少について余り大きな明言はされていません。平成17年から10年間における郡内の人口の推移をちょっと述べさせていただきます。

10年間で芦屋町はマイナス1,705人、10.5%の減、岡垣町はプラス1,039人で3.3%の増、遠賀町はプラス191人1.0%の増、水巻町はマイナス1,782人、5.8%の減少となり、地理的な条件も踏まえて、芦屋町の減少率が一番高くなっております。また、人口減少には死亡者数が出生者数を上回る自然減と、転出者が転入者を上回る社会減がございます。芦屋町において、10年間の死亡者数は1,523人、出生者数は1,322人、自然減は201人でございます。また、転出者の延べ人数は13,547人、転入者の延べ人数は11,659人、社会減は1,808人となっており、このことから芦屋町においては社会減の影響で人口の減少が行われていると思っております。

芦屋町、先ほども述べましたように、地理的な条件もよくありません。他町に比べれば、なかなかよそから転入してくる方はおらないと思えます。しかし、第5次総合振興計画にも掲げてありますように、芦屋町の将来像である「魅力を活かし、みんなでつくる、元気なあしや」を実現するためにも、人口減少問題を重要課題として、他の自治体に先んじて人口減少を食い止める対策を打って出る必要があると思っております。

そこで要旨1点目、人口減少の加速は大きな問題であるが、現在、町はどのような対策をとっ

ているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

お答えします。

定住という言葉が定着し始めたここ数年の新たな取り組みについて、支援事業とその主な内容を紹介します。あくまで概要のみの説明になりますので、条件には町税等の滞納がないことや自治区に加入することなどがありますので、よろしくをお願いします。

まず、企画政策課総合政策係の芦屋町定住促進奨励金についてです。

平成30年1月1日までに町内で戸建住宅を取得した人を対象に、新たに固定資産税が課税された人が対象になります。各年度15万円を限度として、3年間で最大45万円の商品券を交付するものがあります。

次に、地域づくり課地域振興係の芦屋町中古住宅解体後の新築住宅建築補助金についてです。

平成30年3月31日までに申請したものが対象で、中古戸建住宅を購入し、2年以内にその住宅を建てかえて居住する世帯または2親等以内の親族が所有する住宅の解体から2年以内にその住宅を建てかえて居住する世帯で、床面積が50平米以上、その2分の1以上が自己の居住用に使用されることなどが条件になります。交付額は、家族構成や解体費用の上限等にもよりますが、最大で100万円交付します。

次も、同係の芦屋町老朽危険家屋等解体補助金についてです。

平成30年3月31日までに申請したものが対象で、解体及び撤去を行う資格を有する町内の事業者による建築物解体工事が対象で、町が定める家屋等の老朽度判定基準の点数が一定以上あることなどの条件があるほか、併用住宅を含む店舗や倉庫、車庫などの単体単独建築物は対象外となります。交付額は解体に要する費用の2分の1以内で、上限は50万円です。

次に、健康・こども課子育て支援係の芦屋町新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金についてです。

平成32年3月31日までに婚姻の届け出をし、かつ夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯が対象で、最初の補助金の交付申請日において、婚姻の届け出の日から1年以内の夫婦が世帯に含まれることが条件です。対象住宅は、町内のアパートや借家などの民間賃貸住宅で、公営住宅や新婚夫婦の2親等以内の親族が所有する住宅などは対象外となります。交付額は、月額上限が2万円で、最長3年間、最大で72万円を商品券として交付します。

次も、同係の芦屋町子育て世帯民間賃貸住宅家賃補助金についてです。

平成32年3月31日までに、町外から転入した世帯で、かつ未就学児を含む世帯が対象です。対象住宅や交付額は、新婚世帯民間賃貸住宅家賃補助金と同じ内容になります。

最後に、同系の芦屋町出産祝金についてです。

対象は32年3月31日までに出生した子のお母さんまたはお父さんで、出産の日以降引き続き1年以上住み続ける意思のある人。交付額は全て商品券で、第1子が5万円、第2子が10万円、第3子以降が20万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、現在取り組みの定住促進に関する補助金等の御説明いただきました。この中で定住促進奨励金というのがございます。今回、26年度決算書に28件の189万1,000円が計上されております。それで、定住促進奨励金は芦屋町に戸建て住宅を取得したということが対象になっておりますが、この28件の中で、町外から芦屋町に転入してきた方は何名ほどおられますか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

申請時の住所からデータを見ますと、町外からが12名でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

全体で何名で、そのうちの12名でしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

28件、28世帯といたしますか、28件でそのうちの12件、町内からの町内移動が16件、町内移動というか、町内の方が16件ということになります。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

はい、わかりました。約半分程度の新たな人口増という捉え方でよろしいかと思っております。

それから、子育て世帯の民間家賃、これは転入者を要件にしておりますが、これも新たに人がふえるという条件になろうかと思っております。ただ、ここで問題なのはどちらかというと、補

助金制度ということで、ある程度、年限を切られた助成金ではなかろうかと思っております。だから奨励金につきましては、3年間の税補助ありますけれど、いつまで期間を延べるということがございませんので、これは長く続くのかなという思いがしております。

一つ問題なのが、町営住宅の状況をちょっと調べさせていただきました。芦屋町の町営住宅を調べましたところ、山鹿団地と新緑ヶ丘団地、幸町は入居率が100%ございます。そして、緑ヶ丘団地は入居率が83.8%、望海団地は80%、丸の内団地の入居率は88.3%。相対的には高浜とか鶴松とかあるんですけども、高浜団地、それから鶴松住宅、後水団地を除いた部分で全部の状況を見ますと、入居率は86.9%、約78室が現在空き部屋でございます。当然町外者の方からまたは町内から移動する方も含めて、町営住宅とはどちらかというと安い、安価で入居できるのではないかと考えています。そういうふうな中で78室、約86.9%、約14%ぐらいの空き室が出るんですけども、この原因といいますか、どういうふうな問題があつて入居されないのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

現在、町が管理している町営住宅は、平成24年に策定いたしました芦屋町町営住宅長寿命化計画に基づいて、ストックの更新及び予防保全的な観点から修繕や改善を実施しております。御質問の町営住宅の空き室の状況ですけれども、今述べられましたように、緑ヶ丘団地が50戸、鶴松中層団地が9戸、望海団地が12戸、丸の内団地が7戸、計78戸の空き室がございます。現在、高浜団地及び鶴松団地の入居者に対して移転交渉を行っておりますので、全ての移転先を確保するには103戸が必要となるため、78戸の戸数では、現在まだ不足している状況でございます。このため、緑ヶ丘団地についてはこの移転先とすることで、現在、募集を行っていない状況となっております。しかし、望海団地及び丸の内住宅については、所得制限外住宅としての位置づけもあるため、公募により募集を行っておりますが、近年は応募者が少なく空き室がふえている状況でございます。

これらの団地の空き室がふえている要因としては、望海団地が築41年、丸の内団地が築35年と古く、浴槽等の設備が充実していないこと、また町内には民間の賃貸住宅の新築物件がふえ供給量自体がふえていること、それと人口減少により賃貸住宅の需要が減少している。これら三つのことが考えられるのではないかと考えております。町としては、高浜団地及び鶴松団地の移転交渉を進めながら、今後の空き室の整備等のあり方を内部で検討し、空き室の解消に取り組みたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

私も、丸の内団地に一時住んでおりました。その当時はなかなか入居するのに大変苦労した経緯がございます。現在、丸の内団地に住んでいる方にお聞きしますと、「空き室が出て、ちょっと寂しいな。」というお話も聞いております。どちらかといえば、丸の内は結構魅力があった団地なんですけども、先ほどのお話ではもう35年の築、経っているということで、なかなか入居する方は、古くなれば入居をちょっとこう考えるといえますか。

そこで、もし仮に入居率を100%に上げるとすれば、またある面、人口の増につながるんじゃないかなという気がしております。そのような形で、今のお話の中では、内部的にもう1回検討して入居率が上がるように図ろうことですが、何か具体的にお考えか何かございますでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

近年、特に丸の内の例で申しますと、応募された方がいらっしゃいまして、結局、辞退されております。辞退された大きな理由というのは、町の町営住宅は新緑ヶ丘住宅を除くと全て風呂釜と浴槽を自分で持ち込んでというような仕組みになっております。丸の内も例外なくそういうことになっています。その方がおっしゃるには、最初にその浴槽と風呂釜を購入すると、約20万近く出費がする。それで何年住むかわからないので、それはちょっと考えさせてくださいというようなことでした。

それで、現在、町で、町内に新築されている大東建託あたりの新築物件というのは全て浴槽と給湯設備等がついていますし、やっぱり何ととっても新しくてきれい。丸の内、僕も住んでいましたけれども、家も広くて結構快適ではございましたが、現在はやっぱり和室のあたりとかというのは、どんなに整備してもやっぱり古いイメージは、やっぱりどうしても拭えません。これはまだ係内での検討でございますけれど、それで、その浴槽とか給湯のあたりを少しでも改善して、入居者または新たな入居者が入居しやすくなるようなことを考えて、改善を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

検討中ということでございますけども、民間であれば空き室が出ればすぐに埋めようということではいろいろな対策を講じられます。当然、人口増につながるという施策の中から、芦屋町の持っている町営住宅も入居率が上がるような形で努力していただきたいと思います。

それから、ことしの26年度決算におきまして、老朽危険家屋等解体補助金、11件で519万8,000円支出されています。これはいろいろな査定をした中で、特に危険と思われる家屋については、解体費用の一部を助成するという制度でございますが、それ以外のものについては当然空き家として放置されます。空き家は人が住めば、住宅というのは人が住めば、何らかの手を入れますので、長もちしますけども、空き家のまま放置しますと、老朽化というのがどんどん進んでまいります。進めば進むほどまた危険性が増して、なおかつ町の助成金を使うというような形が出てこようかと思えます。

現在、北九州市のほうでも空き家バンクという制度がございます。空き家バンク制度とは何かと申し上げますと、利用されない空き家をお持ちの方が、売却、賃貸を希望する場合に物件の情報を自治体に登録し、自治体は空き家を購入・賃貸する希望者へ情報提供するというシステムでございます。これを活用することによって、定住化促進や空き家の有効利用を図ることができる制度でございます。これについて芦屋町のほうではどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 井上 康治君

平成27年5月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されております。それに伴いまして、芦屋町のほうでも空き家等対策協議会を27年4月1日に設立しております。その中で、空き家につきましては、空き家等対策計画というのを策定するようになっております。その中に、一つの項目の中に、空き家及び空き地の活用の促進という項目がございます。その中に空き家バンク事業を行うことを計画の中に入れております。また、さらにですね、芦屋町のほうでは、その跡地、壊した後の跡地についても有効活用につなげるため、同様の事業実施を検討するという計画案になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

もう既に空き家バンクについての方向を検討されているということでございますので、できるだけ自治体のほうで取り組んでいただき、空き家の解消または定住促進に努めていただきたいと思っております。

今、冒頭に芦屋の取り組みの御説明がありました。先ほどから申し上げましたように、どちらかといえば補助金がメインでございます。それで、私がもう既に町外におられる方なんですけども、芦屋に住まないんですかとお話を聞いたところ、「以前芦屋に住んでいたけれども、仕事の関係で今は八幡に住んでいる。行く行くは、ふるさと芦屋に戻りたいがという思いがある。しかし、今の芦屋はどうかな。寂しいし、人口も少ないし、ちょっと魅力がないなあ。」というお話を聞いて、ちょっと二の足を踏んでおられています。私は長く住んでいますので、災害もなく、環境もいい、住環境もすごい、すばらしいところだなあと考えて、ここから離れる気はございませんけども。町外の方は芦屋町からよいイメージの発信をしないと、なかなかその情報は伝わらないと思っております。人がどこに住もうかと考えたときに、芦屋町という選択がなければ最初から、芦屋町は負けております。まず、芦屋町を知っていただくアクションを起こすことが必要ではないでしょうか。現在、イベントをされるまたはホームページをされる、そして口コミなど広がっておりますけれど、まだまだ芦屋の海、自然、歴史など豊富な資源を活用したアピールができていないのではないかと思っております。

そこで1点ですけども、シティープロモーションという制度を御存知でしょうか。お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

シティープロモーション事業ということで、市町村が要するに町を売り込むということで、情報発信することですね。ことしの3月の補正で地方創生分、これは、喚起型と先行型ということで、約六千数百万、予算的には7,000万組んでいるんですが、このうちですね、1部470万でシティープロモーション事業ということで、これは主には企画政策課に所属していますデザイナー、これの件費が主なものなんですが、具体的にはそれ以外でも、この観光基本構想とかで、要はシティーセールス、町の情報発信をしっかりしなさいということで、一環としてはアッシーをつくったりとかですね、今、情報発信的ないろいろな方法でやっていくということで、内海議員が言われるように、その辺のシティーセールス、シティープロモーションというのはこれから重要な町の施策、要するに情報発信においてですね、今はもうネットの世界ですので、そういう意味でその重要説明を十分に意識しております。今、予算的にはそういうことなんですけど、今後地方創生の中ではそういうところは、十分戦略としてはうたっていきたいと認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今、御回答がありましたように、京都府の精華町というところは、総合戦略プランの中で既にもう取り組んでおられます。そういうふうな形で、芦屋の情報をより多くの方々に発信することが一番重要ではないかという思いがしております。先ほど御答弁いただきました各補助金、まあ、企画が担当する、地域づくり課が担当する、子ども課が担当する、それぞれ縦割りの中でやられておりますけども、この人口減対策、これについて総合的な要するに総合プロジェクト的なものですけども、この辺のチームといいますか、その立ち上げる予定か何かございませんでしょうか。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

要は、それは地方創生、今、委員会をつくって今後、今から動いていくわけですが、その中では東京からの人、要するに移住だとか、人の流れを芦屋にとかいうことでですね、当然その辺は定住の話は議論になりますので、後期基本計画の中でも当然人口増対策、減対策、増対策なんですけど、これは今いろいろなアイデアとか出ていますので、当然その後期の基本計画の策定の中、または地方創生の総合戦略の策定の中で、十分議論される内容と理解していますので、その中で対策をできています。

そこで具体的にそのプロジェクトどうのこうのというのは、今やっている、やろうとしている組織での、まず審議をしていただいてですね、その後は、地方創生についてはこれ、進行管理をするような推進委員会になっていますし、後期でもいろいろなそういう管理ができるようなシステムに今、目標管理制度だとか、組織的、内部的にはやっていますので、要はPDCAサイクルでしっかり見ていって進行管理をやるということが大事だろうし、時代の流れでどんどん新しい施策が出てくるかと思いますので、そういうのはその進行管理の中で対応していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今後そのような進行管理の中でやるということでございますけども、私が言いたいのは要するに、今、縦割りの中で、この補助金制度がどのような効果を生んでいるかというのはなかなか原課でわからない。やはり相対的にやっぱり考えて、人口減対策を考えるべきだと思っております

ので、そういうふうなプロジェクトをつくって、要するに横の連携を密にしてやっていくべきだ
というような思いがしております。今後、その旨については御検討していただきたいと思
います。

次に2点目でございます。

人口減少に歯どめをかけるためのまち・ひと・しごとの創生における人口ビジョン、総合戦略
策定の基本的な考えについて質問しておりますが、これにつきましては、今年6月定例議会にお
きまして刀根議員が一般質問されておられますので、この分については簡単でよろしゅうござい
ますので、御説明をよろしくお願いいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

概略とポイントだけ、今の現状を若干説明します。

地方創生に関しましては、平成26年11月28日に国のまち・ひと・しごと創生法が施行さ
れました。第1条で目的、第2条で基本理念、第10条では市町村の策定義務がうたわれており
ます。現在、国の26年度補正予算に伴い、地域消費喚起・生活支援型としてのプレミアム商品
券発行事業や地方創生先行型として、先ほどから説明しています、出産祝い金等の事業に取り組
んでいます。

国の四つの基本目標がこれにあるわけですが、1点目が、地方における安定した雇用を創出す
る。2点目が、地方への新しい人の流れをつくる。3点目が、若い世代の結婚・出産・子育ての
希望をかなえる。4点目が、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と
地域を連携する。これら目標を実現することがポイントになるかと思っております。

それから、まず人口ビジョンについてですが、国の長期ビジョンである2060年に1億人程
度の人口を確保するということを勘案しながら、芦屋町の現状、将来人口推計を分析し、中長期
の将来展望を提示する予定です。地方創生の実現に向けて、効果的な施策を策定するための基礎
資料というものになります。

次に、まち・ひと・しごと総合戦略ですが、人口ビジョンを踏まえて、芦屋町の実情や特性を
考慮し、独自性を生かした地方創生のための具体的な計画となります。平成27年度から31年
度までの5年間における基本目標、具体的施策、数値目標を定め、毎年、評価見直しを行うもの
でございます。7月に第1回の地方創生本部を開催し、今月中には芦屋町地方創生推進委員会を
開催する予定です。同委員会の委員は、30代から40代の皆さんが大体7割を占めていまして、
次世代を担う若い感覚での議論が期待されるところでございます。主な今後のスケジュールは、
11月までに素案を取りまとめ、12月に議会報告、その後パブリックコメント、来年3月で成
案化、議会報告の後、住民周知ということになる予定でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

6月に質問された中身、また御回答いただきましてありがとうございます。

そこで、この総合振興計画がございます。その中で将来人口というのが32年の目標人口1万4,300人というのがうたってあります。この総合振興ができたのが23年からですから、22年に作成されております。そのときの27年度の人口を見ますと、これは予測になりますけれども、1万4,600人の人口予測が出ております。そして27年の3月末で1万4,542人。ほぼ同数でございます。そして32年には、予測では1万3,700人、しかし、目標人口は1万4,300人で600人高いわけですね。先ほど私が冒頭で申し上げましたように、10年間で約10%ですから、年1%減っているわけですよ、人口がですね。その中で1万4,300人。大変厳しい数字だと思っております。

それで今回、この総合戦略人口ビジョンをお尋ねしたのは、当然、後期基本計画の見直しが今からされると思います。それとこの辺のすり合わせをどう捉えていかれるのか。要するに、これは当然もう、大きな目標ですから、だから厳しいとは思いますが、当然、目標に向かって定めた以上は、目標を実現するために努力をしないとイケない。その戦略というのが当然あるかと思えます。当然、今から5年間のものを立ち上げて、するということは当然、終わりが一緒かなという気がしておりますけれども、その点についてこの1万4,300人の努力目標になるかわかりませんが、実現の見通しなりがあれば、またこの見直し何かできるのであれば、その辺のお考えを尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

これは、見直し等はもうありません。要は今から5年前、計画でいけば22年度ですか。つくるときに10年後の目標をこういうふうに定めたわけですから、今後も後期の基本計画を策定するに当たってはこの目標に向かってやるということで、実際、この予定では人口は見込みどおりに減っていけばですね、600人増を住宅政策、いろいろな施策で何とかカバーして1万4,300という目標を上げておりますので、端的にいうと高浜・浜口団地の関係で今、あそこに40戸ぐらい家が新しく建っているかと思えます。3人世帯として120人ふえている。ただ、そこが見込まれてこの人口に今なっていますので、さらにそういう推進計画を立てなくてはいけません。今、いろいろな、先ほど言いましたような定住策を言っていますが、今回、地方創生とかで、

さらにそのあたりですね、追加項目といいますか、そういうところを議論しないと目標達成は難しいのかなと自覚しておりますので、11月までの素案をつくるまでにですね、新たな政策、施策関係を取りまとめたいと思っております。いずれにしても、1万4,300人を目標で頑張りたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

人口減少、先ほども申し上げましたように、いろいろなところに影響が出てまいります。私はこの人口問題が芦屋町の将来を考える上で、最重点課題ということ述べてまいりました。町長はこの点について、どのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

まさに、るる先ほど来から言われたとおりでございます。そのためにたくさんの定住化政策を次から次に打ち出しておる。各町、近隣町に先駆けてやらせていただいております。そういう中で住宅問題、子育て問題、福祉問題、いろいろな形の中で、幸いなことに過疎債のソフト部分が使えますので、他町と違いまして、財源の確保はありますので。その効果というものがやはり、じゃあ本年度出したから、すぐ何か月後に効果が出るかというものではないと思っております。まだまだ、先ほど企画課長が申し上げましたように、地方創生の今、プロジェクトというかそれを立ち上げてこの1年間でその策をやって、来年から行動に移すというふうになっておりますので、一生懸命、人口増というより、人口減をいかに減らすかという形になろうかと思っておりますので、その辺、議員の皆さんのお力がなければ政策は前に進みませんので、この辺御理解を賜りまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

ありがとうございました。

それでは、件名2のほうに移らせていただきます。

件名2、全国学力テストについてでございます。要旨1、本年4月21日に実施された全国学力調査の結果が公表されましたが、本町小中学校の結果はどうであったお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

町全体として、芦屋の3小学校の平均正答率は、県、国と比較して、国語Aは、県とマイナス1.5、国とマイナス1.7で、国語Bは、マイナス2.4、マイナス2.7、算数Aは、マイナス2.8、マイナス3.3、算数Bは、マイナス1.9、マイナス2.7、理科は、マイナス4.5、マイナス5.8となっております。しかし、3小学校ごとに見ると、学校差は明確です。

中学校では、すべての教科において、国または県を上回っています。国語Aは、県とプラス1.4、国とプラス0.2、国語Bは、プラス3.7、プラス2.4、数学Aは、プラス2.5、プラス0.3、数学Bは、プラス1.2、マイナス0.6、理科は、プラス1.2、マイナス0.5となっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

この質問につきましては、昨年12月にも質問させていただいたんですが、我々、今、マイナス1.とかいうのは、平均正答率ですね。平均正答率というのは100点満点の90点の仮に、マイナス1.5というのは、100点満点の1.5やから、98.5かというところじゃないわけですね。要するに問題が20問あったら、20問のうち15問できれば正答率は15分の20という形になりますから、必ず点数で表わせないから、何かわからないわけですね。ただ、今の御回答では小学校がほとんどマイナス。中学校は若干の伸びが出ています。

昨年、26年の8月に発行されましたこの「芦屋の教育」、この中で指標ということで、A問題は全国平均よりもプラス3以上、B問題はプラス2ということが上がっておりますけれども、これは達成できたのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

お答えします。

まず、A問題の関係ですね。小学校国語Aにつきましては、マイナス2.5、算数Aにつきましてはマイナス1.1。中学校におきましては、国語Aマイナス0.4、数学Aにつきましては、マイナス3.4。

B問題に移ります。B問題では、小学校国語Bではマイナス5.1、算数Bについてはマイナス3.4、中学校では国語Bはマイナス5.7、数学Bはマイナス3.3でございます。これは

昨年26年度の全国学習状況調査の分の中での数字で答えを出しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

目標を定めて、目標まで至っていないという状況でございます。先ほど、ここに議員さんがおられますけれど、今いろいろ数字で御説明がありました。私もなかなか理解には苦しいと思っています。それで、相対的に見ると、まだまだ成績はちょっと芳しくないのかなという思いがしております。

そこで、今回このように学力の力が上がっていない原因というのは何か問題なのでしょうか。予算の問題なのか、先生の問題なのか。我々もなかなかわかりません。議会としてもどこにてこ入れすればいいのかわかりませんので、教育委員会が問題として捉えられている、どこに問題があるのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

今、課長が申しましたのは指標との比較を言ったんですけど、ざっくり言いますと、今年はずね、8月26日の日に、これ、文科省から発表があつています。私たちは、そのパスワードを使って、芦屋のことだけしかわからないんです。きょうたまたま県下の発表があつていましたね。各教育事務所の発表。そこからまだ比較していませんけども、中学校はざっくり言って、さっき申しましたように、県または国から全部上に上がっています。もうわずかであっても上がっています。小学校はそうはっていない。ただし去年に比べて差が縮まっているのは間違いないんです。

なぜかというのは、私たちも非常に、つい二、三日前も校長を集めて、なぜかという話をしましたけど、やっぱりマイナスの要因がたくさんあります。1番はですね、やっぱり4時間以上テレビ見るとか、ゲームをすとかいうのが非常に多い。これが小学生で6.9%ほど全国に比べて多い。中学生で3.8%多い。やっぱりテレビを見たりゲームをする子供たちは、どうしても学力が下がっていると。これは間違いないですね。そこが一つある。それから普段、家庭で学習しているかという、これも2時間以上しているというのは、非常に全国に比べて低い。小学生が11.6%、中学生14.1%。それからですね、これは学習塾のことを言ってもしょうがないんですが、学習塾に行っていないのが全国に比べて小学生で14.9%書いてありますが、中学校で20.8%が学習塾に行っていない子が多いわけです。そういうもろもろ、それからです

ね、家庭での生活、家の人と学校の行事について話をするとか、家庭で話をすると、そういうところが非常に悪い。

結局、学校では本当にいろいろな取り組みをやっています。朝の学習、それからがんばりタイムやる。それから昼休みやる。取り出してやる。やっていますけど、それが定着していないということだろうなと。後はですね、いかに家庭を巻き込んで子の学力を上げていくようにするかと、そういうふうに思っています、これ教員がいいとか悪いとかいう話ではございません。教員も一生懸命やっていますけども、それがじゃあ具体的にしっかりと、何といたしましょうかね、きちんとやっているかという言い方になるのかわかりませんが、そこらは一つ、やっぱり見直さないといけないとことあります、いろいろ手は打っていますが、なかなかそれが点数に結びついていない。しかし、先は見えたような気はいたしますので、来年は、また、来年の話をしていたら鬼が笑うかわかりませんが、希望を持っていきたいと思っています。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

問題は家庭、それから学校との連携の中で取り組む必要があるかという思いがしております。先生が一生懸命頑張っているけども、その成果が出ないというのも一つの要因かと思っています。

そこで、私たち運動会で走ったら、1等をとれば、ああ1等という嬉しさがあります。びりになれば頑張ろうかなと思いがあります。現在、数値でいろいろ御説明いただきましたけれども、どちらかといえばこの芦屋の小中学生がどのくらいの位置にいるのかなというのがわからないわけですね。全国的または全国はちょっと広いですけども、福岡県内でどうなのか、北九州教育事務所管内でどうなのか、郡内でどうなのか。もしその辺が公表できるものであれば、公表していただければ、逆に保護者も「ああこんな負けとるな。」「よその町から負けとるなあ。」ということで逆に意欲が沸くような気がするわけです。

それで、昨年12月の一般質問の折に、「情報はどうされていますか」というと、「インターネットに流されていますよ。」と御回答いただきました。私も帰ってインターネットを見ましたが、全くわかりません。国語Aは県よりもやや下回っていますとか、やや上回っている。まあそういうような形で書いてあります。この新聞に載っていましたが全く同じなんですけど、ただそうじゃなくて、やはり危機感というか、学力を上げないといけない危機感、保護者たちに危機感を持たせるためにも、何かその辺をですね、工夫されて、芦屋町は今のところもう少し頑張らないといけないですよとか、捉え方をすべきだと思っています。その辺の知るすべがないものから、もし、この席上で芦屋町の状況、わかれば教えていただきたいと思っています。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

去年もそういう話がございました。実際申しまして、それは出ないんです。というのは、この学力学習状況調査の趣旨が、順位がどうだとか、どこまでどうだということをやらんじゃない。どこに原因があるか、そこを探ろうというのが一番の問題です。ですから8月26日にでる全国の上から、北海道から載っていきましてね、これを並びかえれば福岡県がどこぐらいか、すぐ出てくると思います。しかし、それはやっていないと思っています。それから今回の、きょう出たのもそういうことですから、遠賀郡でどうだとか、県でどうだとかいう話は、県は出さない、私にもわからない。

ただ去年も12月に公表があります。公表は棒グラフで出したと思います。全国と県と芦屋町と、この三つを棒グラフで示して、どのくらい上にいったとか下にいったとか、そういう生の点数は出しておりません。そういう形で、ことしもいつ出るか全く知りませんが、そういう状況になるだろうと思っています。私たちとしては、どのくらいの位置にあるのかということ、棒グラフを見て想像する以外、手はないんですけれども、低いのは低いとしてしっかりと受け止めて、学力を上げるようにしていきたいと思っています。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

そういうふうな順位的なものが難しいというものであれば、ちょっと聞くこともできないと思っていますけれども、昨年の私がした一般質問の中で、町長の御答弁の中に芦屋町児童一人当たりの教育費は、芦屋町は100としたら、水巻は80、岡垣は66、遠賀は60ということで、芦屋が一番教育予算使っている。議員としてもそういうような意味合いの中で、教育にはある程度予算を配分しているという思いがしております。そういうふうな中で、やっぱり頑張っていたきたいなという気がしております。

それと次にですね、26年度の町長の施政方針の中で、教育力日本一という言葉が掲げてありました。この言葉が27年度の施政方針にはなくなっております。私はこの教育力日本一が出たときに、芦屋町のイメージアップをするためには大変いい言葉だなという思いがしております。そこで、なぜなくなったのか。町長の御答弁をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

あのですね、別に深い意味はなく、学力がどうのこうのだから、そういうことではなく、選挙

が終わった直後の施政方針ですので、私のマニフェストにおける10項目を掲げさせていただいておりましたので、その戦略に基づいて施政方針をつくらせていただきました。ただ、そのような表記がなかったというだけで、教育力ナンバーワンを目指すことは今までどおり変わっておりません。教育というのも、まさに定住化促進の大きな目玉であります。やはり教育力の高い町にやはり若い新婚家庭、子供の将来を思った方たちを思えば、教育力の高い環境のいいところに住ませたいというのが親の願いだと思っております。その辺の教育力日本一を目指すという気持ちは変わっておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 4番 内海 猛年君

今回、先ほど貝掛議員の質問の中でも28年度からエアコンをつけるということで、教育力日本一というのは、必ずしも学力ではありません。環境、教育環境もそうだと思います。一番最初に質問させていただきました、人口減対策についてもいろいろ補助制度、これは時限立法的なものもございますので、なかなか長く続くものではございません。しかし、イメージというのは1回植えつけたら、なかなか拭い去ることはできません。よいイメージは、よいイメージとして残ると思っています。そういうふうな中で、教育力日本一という言葉、これをやはり続けるべきだという、私は思いがしております。ぜひ、芦屋町のイメージを上げる手だてとして、今後この教育力日本一という言葉をつくっていただいて、また再度頑張っていただきたいと思っております。

以上を持ちまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

なお、川上議員より、先ほどの一般質問の発言の中で、件名3の要旨(4)については、農振除外は農用地除外の誤りであったということで訂正したい旨の申し出がありました。この申し出については、許可いたしておりますので、御報告申し上げます。

以上です。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時01分散会
